

給水装置工事申請手引き

武蔵野市水道部

目 次

諸注意	2
申請受付日について	3
1 給水管（取付・撤去）工事	4
2 直圧直結給水の取扱い	8
2-1 直結直圧方式各申請	10
3 撤去の申請	11
4 三階直結給水方式各申請	12
5 増圧給水設備設置に関する基準	13
5-1 増圧直結給水方式各申請	24
6 貯水槽方式各申請	26
7 増圧給水設備以下の給水装置及び 受水タンク以下装置のメータ設置基準について	28
8. 9. 10. 11. その他	40
12 完了及び検査の申込 13. 竣工検査について	41
14 活水器等設置申請について	42
15 給水管更生工事に関する取扱いについて	43
16 住宅用スプリンクラーの取扱い	50
17 受水タンク及び高置タンクに設置する 非常用給水栓に関する取扱い	52
都道、区道における占用許可申請について	54
マッピング図（水道管理図修正用）の作成方法	57
サンプル図面	60

給水装置工事様式一覧

諸注意

1. 書類に不備がある場合は、受付できません。印もれ、書類の不足などにご注意ください。
2. 原則、申請は受付時間以外は対応を致しません。事前にご確認のうえご来庁ください。
3. 指定給水装置工事事業者設計審査申込書を袋とし、添付書類を入れてください。
4. 大規模マンション等、50mm以上のメータ及び出庫数量が5個以上ある場合は、事前にご相談ください。
(在庫がない場合、入荷まで2ヶ月程度かかります。)
5. 13mm、25mmのメータユニット、メータバイパスユニットを使用の場合は、事前にご相談下さい。(武蔵野市仕様のメータ寸法にあったユニットとなります。)
6. 給水管（取付・撤去）工事等に伴う断水については事前・緊急にかかわらず立会費がかかります。

申請受付日について

☆給水装置工事の申請

月～金の午前8時30分から12時00分まで。

施工承認には、少なくとも3日間必要です。

この3日間には、申請した日と土日祝日は含みません。

☆給水装置工事の完了届・検査の申込

月～金の午前8時30分から12時00分まで。

検査申込は、遅くとも検査希望日の3日前（土日祝日
を含まず）に担当者と調整をし、申込をしてください。

☆分岐の申し込み（施工2日前までに）

随時、受付ておりますが、施行日の2日前（土日祝日
を含まず）までに申込をしてください。

1 給水管（取付・撤去）工事

(1) 図面

給水管（取付・撤去）工事施工図（給水装置工事申請時に提出）

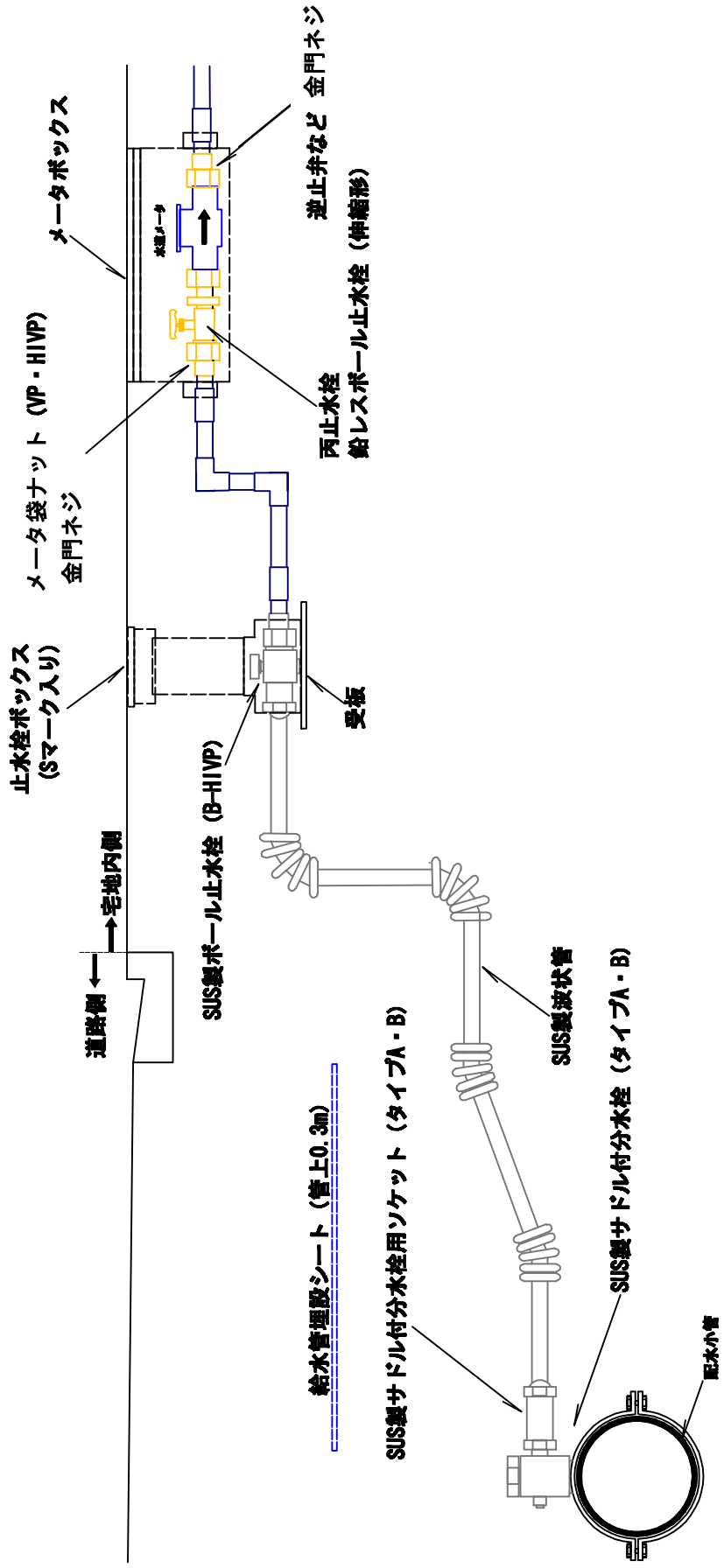
(2) 工事立会い検査等

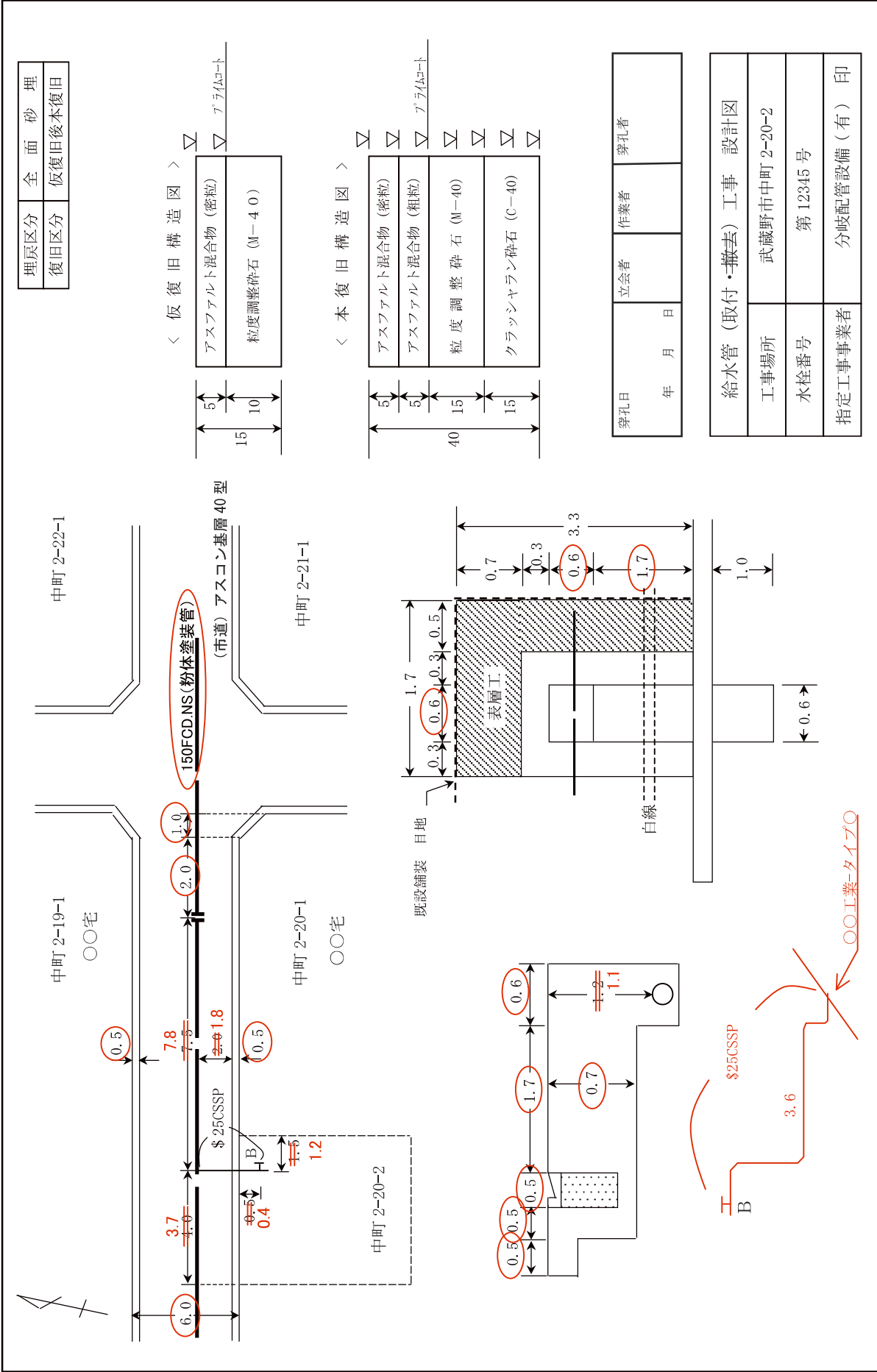
パトロール方式

(3) 工事完了後の書類提出（7日以内）

1. 申請時図面の訂正
2. 給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表（P7）
3. 工事記録写真

武蔵野型給水管配管図





埋戻区分	全面砂埋
復旧区分	仮復旧後本復旧

< 仮復旧構造図 >

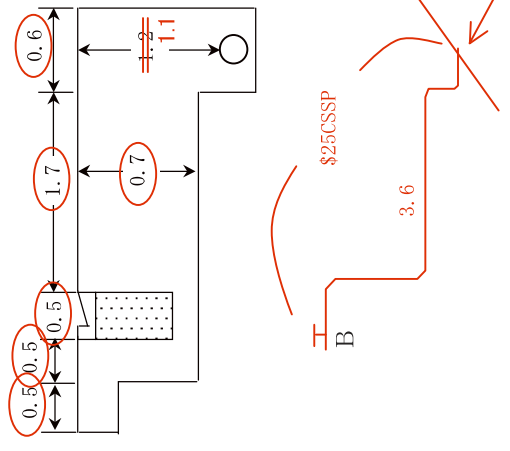
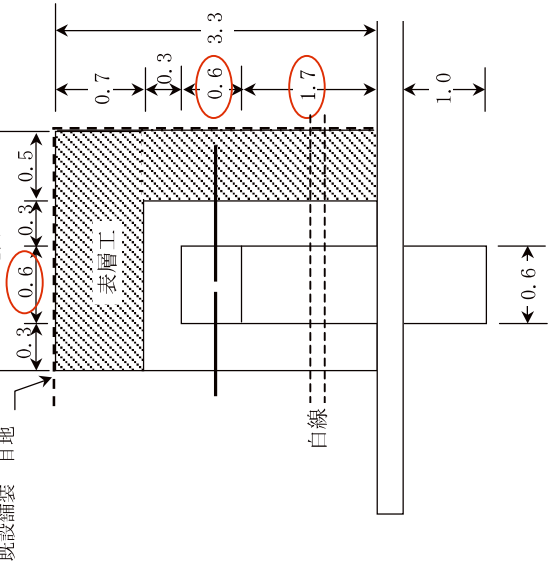
5	▽	アスファルト混合物 (密粒)	▽	アスコンコート
10	▽	粒度調整砕石 (M-40)	▽	
15				

< 本復旧構造図 >

5	▽	アスファルト混合物 (密粒)	▽	アスコンコート
5	▽	アスファルト混合物 (粗粒)	▽	
15	▽	粒度調整砕石 (M-40)	▽	
15	▽	クラッシュランダム砕石 (C-40)	▽	
40				

穿孔日	年	月	日	穿孔者

給水管 (取付・撤去) 工事 設計図	
工事場所	武蔵野市中町 2-20-2
水栓番号	第 12345 号
指定工事事業者	分岐配管設備 (有) 印



工事記録写真撮影基準

区分	工種	撮影内容・方法
施工前	分岐部掘削工	・掘削完了後、配水小管・補助管を完全に露出させ、撮影する。
	布設部掘削工	・掘削完了後、布設部掘削面積と深度がわかるように標示板に表示し、標尺を入れて撮影する。
	舗装切断工	・汚泥処理状況
穿孔・配管	サドル分水栓取付工	・SUSサドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に表示し撮影する。(チーズの場合も同様に) ・SUSサドル分水栓取付け後、標示板にA又はBタイプ・製造メーカー名を表示し、撮影する。
	分岐穿孔状況	・分岐穿孔状況(穿孔・排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前・挿入中・挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。
	配管状況	・配管状況が把握できるように撮影する。
	撤去工	・既設管の撤去(堀り上げ)状況を撮影する。
	主任技術者	・給水装置工事主任技術者の立会いのもとで、工事施工していることが確認できるよう、標示板に「主任技術者」と表示し、本人の顔等が明確にわかるように撮影する。
	防食シート工	・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。
	残留塩素測定状況	・標示板に「残留塩素測定」と表示し、試験状況がわかるように撮影する。
	耐圧試験状況	・標示板に「耐圧試験」と表示し、試験状況がわかるように撮影する。
	埋設シート工	・埋設シート設置状況を撮影する。必ずスタッフを入れる事。
仮復旧工	埋戻工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGL〇〇cm下がり」と表示する。 ・20cmごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。
	路盤工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GL〇〇下がり」と表示する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。
	塗布工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と表示し、撮影する。
	表層工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 〇×〇m」と表示し、標尺を入れて撮影する。
	道路標示工	・標示板に「道路標示工 〇×〇m」と表示し標尺を入れて撮影する。
本復旧工	路盤工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GL〇〇下がり」と表示する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。
	塗布工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と表示し、撮影する。
	表層工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 〇×〇m」と表示し、標尺を入れて撮影する。
	道路標示工	・標示板に「道路標示工 〇×〇m」と表示し標尺を入れて撮影する。

2 直圧直結給水の取扱い

直圧直結給水とは、配水管の水圧で直結給水するものをいい、給水できる階高は最大で3階までとする。

ただし、3階建て建物の屋上部分に給水栓（散水栓等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、直圧直結給水方式の取扱いによる設計水圧によって水理計算をおこない、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。

1. 要件

- (1) 水道法施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）の基準に適合すること。
- (2) 使用用途が、直結による給水が認められるもの（下記【直結給水が認められないもの】に該当しないもの）であること。
※ 使用用途によっては、受水タンク方式が適する場合があるので、下記【受水タンク方式が適当なもの】に留意する。
- (3) 当該地区における配水管の最小動水圧、建物の所要水量、最大給水高さ等を勘案し、末端給水栓までの直圧給水が可能であること。
※ 特に水圧の必要な器具を設置する場合等は、建物の所要水量のほか、当該地区の配水管の最小動水圧に留意する。

【直結給水が認められないもの】

- ① 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水小管の水圧低下をきたすもの
- ② 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所
例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、めっき等の事業を行う施設

【受水タンク方式が適当なもの】

- ① 常時一定の水圧、水量を必要とするもの
- ② 断水した場合に、業務停止になるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設
例：ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合
食品冷凍機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合
特に、冷凍機の冷却水等、継続的な給水を必要とするものに対しては、水道が配水小管の工事等で断水した場合、直結給水では大きな損害を被ることがあるため、平常時において直結給水の給水が可能であっても、受水タンク方式とすることが適当である。

2. 配水管最小動水圧の事前確認

直圧直結給水の工事申請に先立ち、市水道部から口頭にて、工事予定箇所が「0.20MPa」以上の地域か「0.17MPa」以上の地域かを確認し、提示された水圧で給水計画を立てる。

受水タンク以下装置を給水装置（直結）に切り替える場合の事前確認

耐圧確認
0.75Mpa

水質確認	
更生工事の履歴 なし	<p>◎ 4 項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>味、臭気、色度、濁度</p> </div>
更生工事の履歴 あり	<p>◎ 更生工事に使用された塗料から浸出する 可能性のある項目 (二液性エポキシ樹脂塗料の場合16項目)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>味、臭気、色度、濁度、鉛、亜鉛、鉄、銅、 有機物「全有機炭素 (TOC) の量」、フェノール類、 シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、 2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、 ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、 1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン</p> </div>
塗料・工法 が明らか	
塗料・工法 が不明	<p>◎ 「浸出等に関する基準」別表第1の全45項目</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>味、臭気、色度、濁度、カドミウム及びその化合物、 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、 ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、 ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、 鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、 マンガン及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、 陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、 有機物「全有機炭素 (TOC) の量」、エピクロロヒドリン、アミノ類、 2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、酢酸ビニル、 スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン</p> </div>

2-1 直圧直結方式各申請

(1) 新設工事の場合

☆給水管取り出しから、一栓の申請

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

☆給水管取り出しから、建物内部の申請

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

・集合住宅

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

(2) 改造工事の場合

☆給水装置の一部改造の申請（メータ移設等）

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
申請図（平面図・立面図・標題）	1部

☆既設給水管再使用、建物内部の申請

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー） 新築増築等の場合。	1部
申請図（平面図・立面図・標題）	1部

・集合住宅

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー） 新築、増築等の場合。	1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）	1部

☆既設給水管取り出しの増径等工事の申請

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

☆給水管取り出しから建物内部の申請（全面改造）

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

・集合住宅

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

☆貯水槽方式から直圧直結方式への切替の申請

・戸建

※2 1給水管（取付・撤去）工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
貯水槽水道変更（廃止）届・水質検査報告書（P10参照）	各1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図※2	各1部

・集合住宅

※2 1給水管（取付・撤去）工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
貯水槽水道変更（廃止）届・水質検査報告書（P10参照）	各1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図※2	各1部

3 撤去の申請

※2 1給水管（取付・撤去）工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図※2	各1部

☆1 3. 竣工検査について（2） 4. 参照

4 三階直結給水方式各申請

※配水管網の調査及び口頭等により当該地区における配水管の最小動水圧を市担当者に確認し給水装置工事主任技術者が給水計画を立てる。(必要に応じて流量計算書を提出)

(1) 三階直結各申請（新設）の場合

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
三階建て建物直結給水承諾書	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

・集合住宅

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
三階建て建物直結給水承諾書	1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

(2) 三階直結申請（改造）の場合

・戸建

※2 1給水管（取付・撤去）工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）新築、増築等の場合。	1部
三階建て建物直結給水承諾書	1部
貯水槽水道変更（廃止）届・水質検査報告書（P10参照）	各1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図※2	各1部

・集合住宅

※2 1給水管（取付・撤去）工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	2部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）新築、増築の場合。	1部
三階建て建物直結給水承諾書	1部
貯水槽水道変更（廃止）届・水質検査報告書（P10参照）	各1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
直圧直結（共同住宅等）メータ設置表	必要枚数
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図※2	各1部

5 増圧給水設備設置に関する基準

増圧直結給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水小管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及び制御装置等で構成されたものとする。

1. 実施対象区域

増圧給水設備を設置して給水する区域は、市内全域とする。

2. 適用要件、配管構造等

(1) 適用要件

①対象建物

原則として、増圧ポンプの性能内で給水できる建物とする。

※ただし、呼び径 75mm の増圧ポンプは、市水道部と事前協議とする。

②給水管取出し口径

配水小管（補助管φ50 mmを含む）からの取出し口径は、原則として 20 mm以上※75 mm以下とする。※ただし、75mm の取出しは市水道部と事前協議とする。

③適用除外

毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵等を行う工場、事業所及び研究所等のほか、仮設給水用として使用するもの

例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、食品加工、めっき等の業を行う施設等や工事現場や展示施設等

④受水タンク給水方式が適当なもの

一時に多量の水を使用する施設、又は常時一定の水供給が必要で断水による影響が大きな施設は、貯留機能が必要であることから、受水タンク給水方式が適当なものとして扱う。

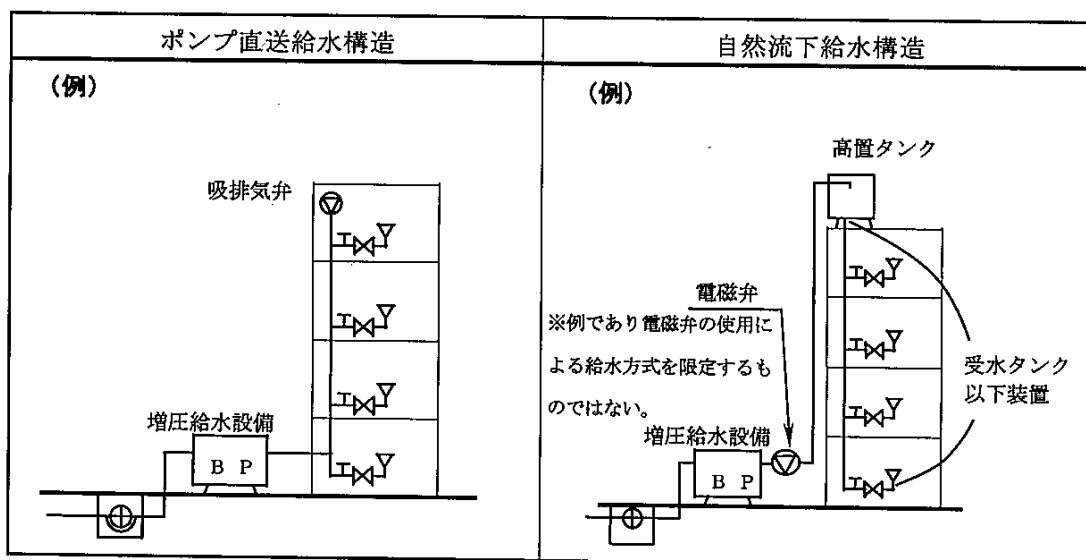
例：病院、学校、ホテル、百貨店、興行場等の施設及び食品冷凍機、電子計算機の冷却用水等に供給する場合等

(2) 配管構造等

① 給水形態

1) 給水構造

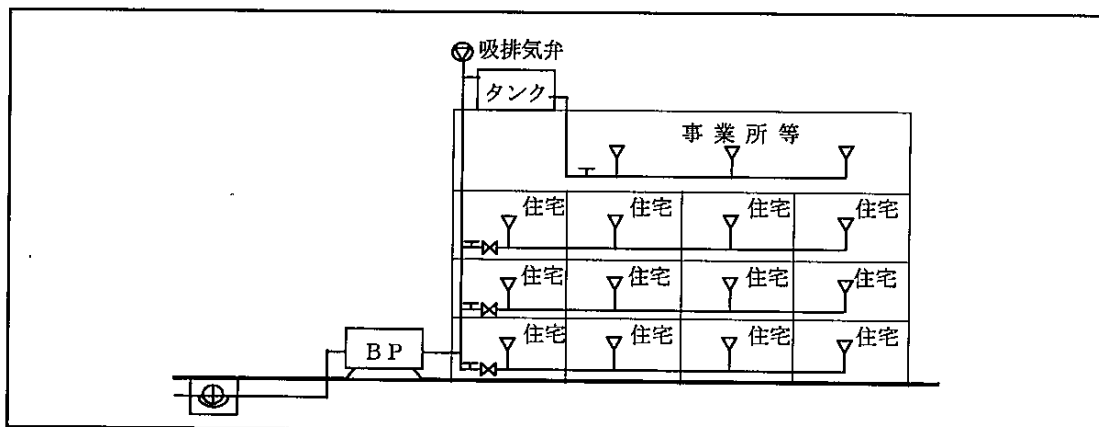
ポンプ直送給水構造（増圧ポンプから直接各戸まで給水するもの）と、自然流下給水構造（高置タンク方式）がある。



2) 他の給水方式との併用

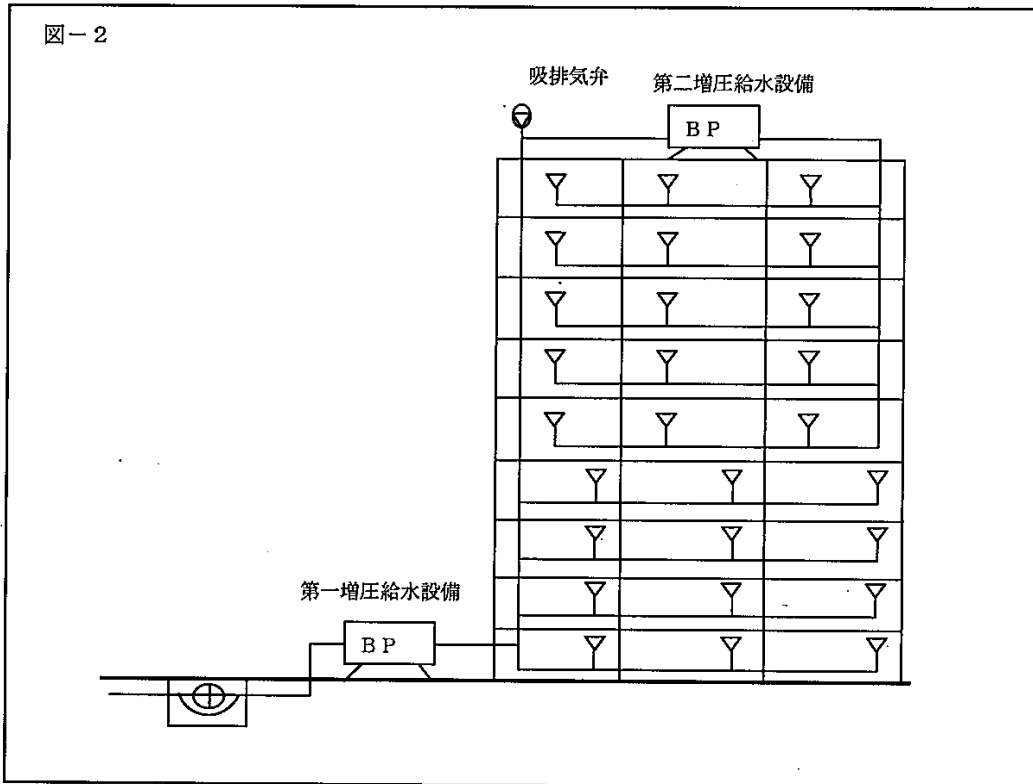
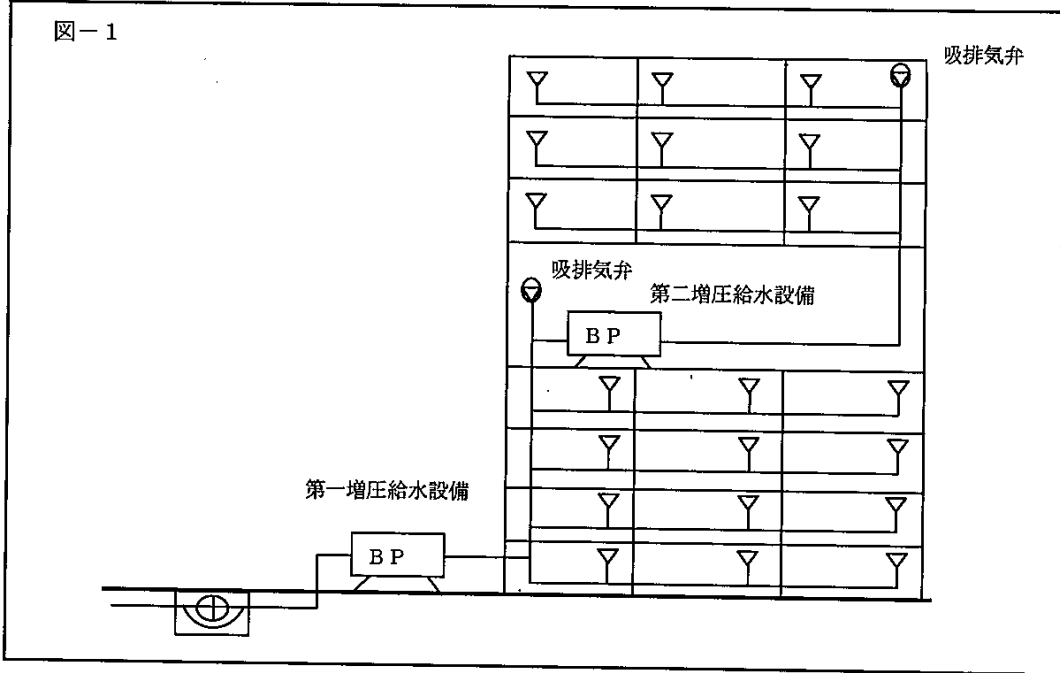
直圧直結方式又は受水タンク方式との併用については、使用者の利便性を考慮し、メータ口径の範囲内でこれを認める。

この措置によって、適用除外施設が建物の一部に含まれている場合でも、配管システムを分離することにより、他の部分には、増圧直結給水を導入することができる。



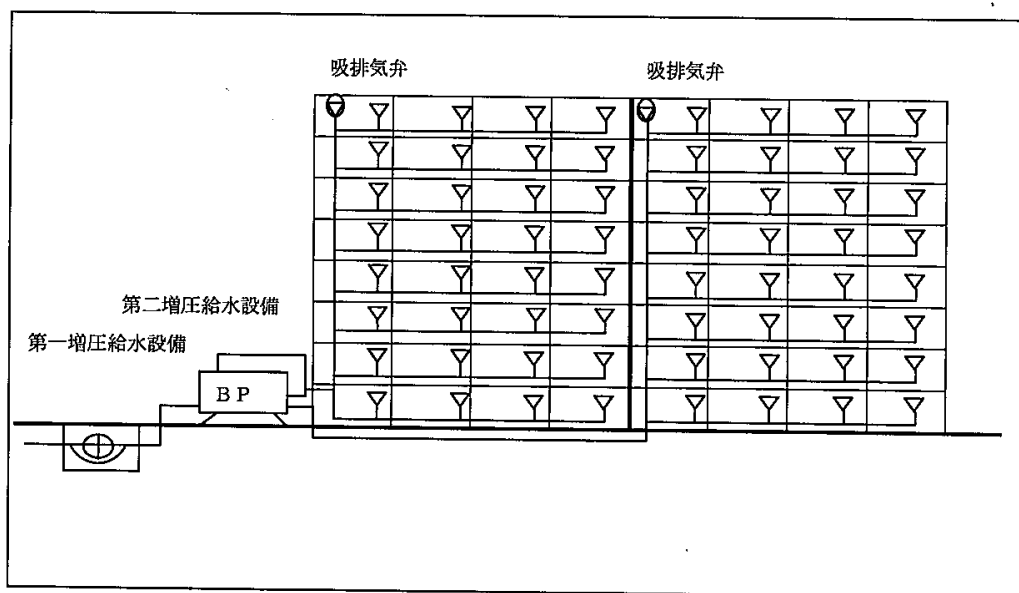
3) 増圧給水設備直列多段給水方式

高層建物において、高層階に給水する場合は、複数の増圧給水設備を直列・多段に設置し各戸に給水することができる。(図-1、図-2)



4) 増圧給水設備並列給水方式

大規模集合住宅等へ給水する場合は、複数の増圧給水設備を並列に設置して各戸に給水することができる。



(3) メータバイパスユニットの設置

- ① 集合住宅等、親メータ交換時に断水による影響を回避するため、原則としてメータバイパスユニット（適用口径 20mm～75mm）を設置する。ただし、高架水槽を設置する場合及び一戸の住宅のように断水による影響が少ないものは除く。
- ② メータバイパスユニット直近上流側には、仕切弁を設置する。

(4) 増圧給水設備

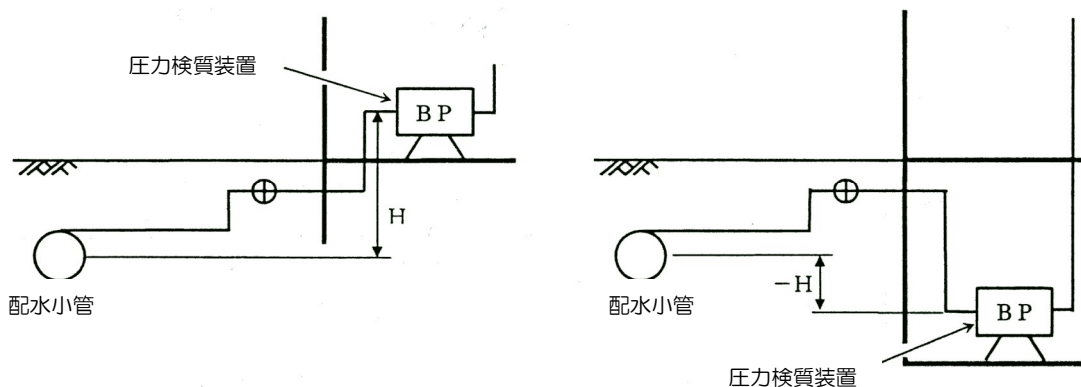
- ① 増圧給水設備は増圧ポンプ及び逆流防止用機器等で構成されるもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット (JWWA B 130) 及び同規格水道用減圧式逆流防止器 (JWWA B 134) の適合品から構成されたものを使用する。
- ② 増圧給水設備を直列設置する場合は、日本水道協会規格 (JWWA B 130) に規定する性能を満たすこと (現地での始動時の過渡圧力変動試験において、流量 0 (ポンプ停止) から 30L/分まで 3 秒以内で流量を増加させる試験を行い、ポンプ吐水側の圧力変動が水道用直結加圧形ポンプユニット (JWWA B 130) の基準内であること。) なお、二段目以降の減圧式逆流防止機器は省略することができる。
また、増圧ポンプの給水容量が 1 段目 \geq 2 段目となる組み合わせとすることとし、二段目以降は、増圧ポンプの一次側に圧力タンクや圧力制御装置等により吐水圧力の変動を防止するための対策を講じること。
- ③ 増圧給水設備を並列設置する場合は、増圧ポンプ相互間の干渉を避けるため、各増圧ポンプ一次側の圧力 0.15MPa 以上を確保できる配管構造及び増圧ポンプ設置位置とすること。

- ④ 増圧給水設備の呼び径はメータ口径と同等以下とする。
- ⑤ 増圧給水設備の設置位置は、メータの下流側で保守点検及び修繕を容易に行える場所とし、これらに必要なスペースを確保する。また、維持管理の際の排水処理を考慮する。
- ⑥ 逆流防止用機器は、原則として、減圧式逆流防止器とする。
- ⑦ 逆流防止用機器を設置する場合は、その吐水口からの排水等により、増圧給水設備が水没することなどのないよう、排水処理に考慮する。
- ⑧ 配水圧低下時等、一時側の圧力が配水管の管心レベルに換算した値で、69KPa（7mAq）以下になった場合は、ポンプを設備の制御により自動停止等の措置をとること。また、98KPa（10mAq）以上に復帰した場合は、自動復帰すること。
なお、ポンプが自動停止する設定値は、負圧は不可とし、次式を満足すること。

$$0 \leq 7 - H \leq P$$

H：配水小管から設備設置位置までの鉛直高さ
P：増圧給水設備一次側でのポンプ停止設定値

参 考 図



前式は、① $H \leq 7$ ② $P \geq 7 - H$ ③ $P \geq 0$ となり、増圧給水設備の設置位置により、設定値は概ね次のとおりとなる。

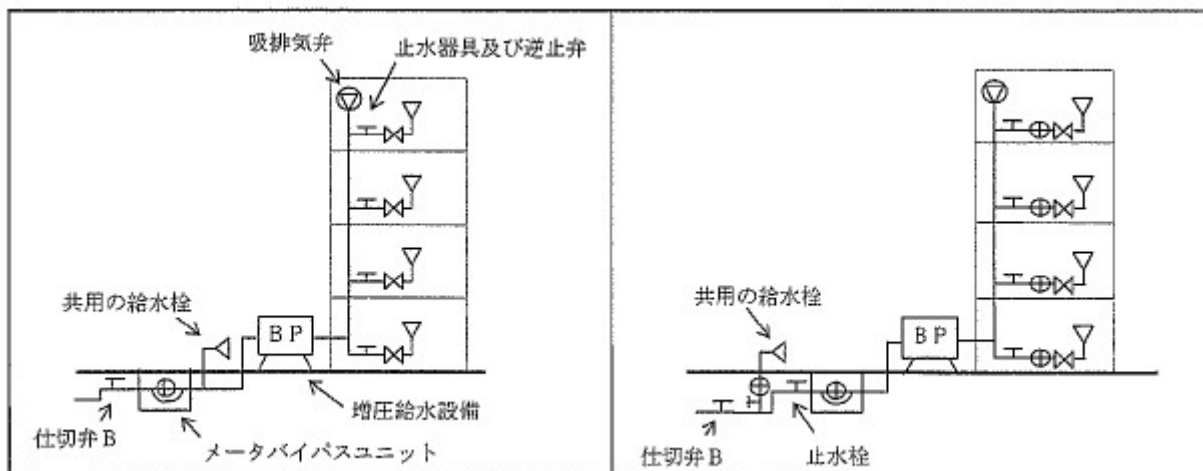
設置位置	配水管からの高さ (H)	設 定 値
2階部分	約 4.5 m	25KPa (2.5mAq) 以上
1階部分	約 1.5 m	54KPa (5.5mAq) 以上
地下1階部分	約 -1.5 m	83KPa (8.5mAq) 以上

(5) 増圧給水設備以下の配管

- ① 停滞空気が発生しない構造とする。
- ② 衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講じる。
- ③ 立上り管の最頂部に吸排気弁等を設置する。なお、必要に応じて、配管上で空気が溜まりやすい位置にも、吸排気弁等を設置する。
増圧給水設備を直列または並列に設置する場合は、各系統の立上り管最頂部にそれぞれ吸排気弁等を設置する。
- ④ 各階への分岐部付近で維持管理が容易な場所に、止水栓器具及び逆止弁を設置する。
- ⑤ 各戸にメータが設置される場合は、メータに接近して上流側に止水器具を、下流側には逆止弁を設置する。この場合は、上記④の措置は省略できる。
- ⑥ 増圧給水設備以下の給水装置において、給水管の口径を流水音の低減、損失水頭の軽減、水撃圧の緩衝等の目的から、立上り配管などで、前後の配管より増径する場合は、2 段程度までとし、末端の吐出口は経由したメータ口径より大きくならないこと。
- ⑦ メータ廻りの配管は「増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準について」に適合するものとします。
- ⑧ 圧力が高くなる部分にはその圧力に応じた最高使用圧力を有する材料を使用すること。
- ⑨ 低層階等で、給水圧が過大になる場合は、必要に応じて減圧することが望ましい。

(6) 共用の直圧給水栓の設置

給水制限時や事故、停電時に備えて増圧給水設備使用者が利用できる共用の直圧給水栓を設置する。



3. 増圧給水設備設置に伴う耐圧試験

(1) 増圧給水設備以下の給水装置※（増圧給水設備は除く）

配管工事の一部又は全部が完了したときは水圧試験を行う。試験水圧は配管の最低部において、ポンプ吐出圧の2倍又は1.75MPaのうち大きい数値とし、1分間保持する。

(2) 第1仕切弁より増圧給水設備までの給水装置※（増圧給水設備は除く）

試験水圧は1.75MPaとする。ただし、メータバイパスユニットを設置した場合は、この部分の配管の試験水圧は0.75MPaとする。（これは、流路切換弁の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPa（7.6 kg f/c m²）としていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。）

※増圧給水設備は、製造業者の工場において、既に必要な水圧検査を実施済みである。増圧給水設備には、試験圧力がかかると損傷するおそれのある機器（圧力検出装置等）が取り付けられているため、現場での水圧試験は行わないこととする。

4. 増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置

(1) 「増圧設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準について」を適用する。

(2) 各戸メータの設置位置

「増圧設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準について」の「各戸メータ設置条件」を適用する。

(3) メータ設置の規則性

各戸にメータを設置する場合は規則性を確保する。

5. 既設建物において、既設の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置として使用する場合の特例措置

下記の要件に適合する場合には、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置に切替えて使用することができる。

(1) 要件

- ① 下記、指定給水装置工事事業者による事前確認において、所定の性能が得られること。
- ② 前記「2. 適用要件、配管構造等」に適合すること。
- ③ メータ前後の配管は「増圧設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準について」に適合するもの、又はこれと同等以上のものであること。
- ④ 切替えに伴いメータを新設、又は増設するものは、「4. 増圧給水設備以下給水装置のメータ設置」を適用する。

(2) 指定給水装置工事事業者による事前確認

① 既設配管の材料の確認

「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

② 耐圧の確認

受水タンク以下装置を給水装置に切替える場合の試験水圧は 0.75Mpa とし、1分間水圧を加えた後、漏水のないことを確認する。

③ 水質（又は浸出性能）の確認

次のア～ウに掲げる場合に依り、水質試験（又は浸出性能試験）を行い、該当する事項を確認する。なを、設計審査申込の際には試験成績書を提示する。

ア 更生工事の履歴のない受水タンク以下装置を給水装置に切替える場合

- ・ 直結給水への切替え前において、水道法20条第3項に規定する者による水質試験を行う。
- ・ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度の4項目において、水道法4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

イ 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

- ・ 現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行う。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料か

ら浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸出基準」という。）を満足していることを確認する。

ウ 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

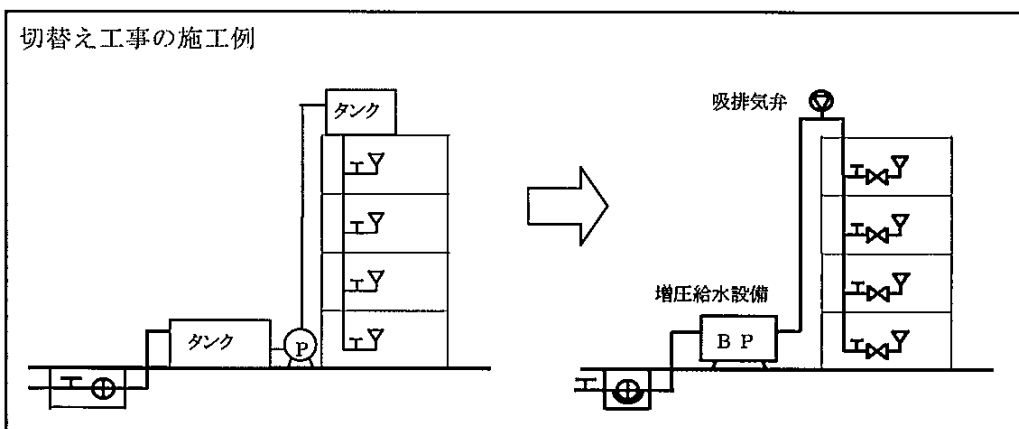
- ・ライニングされた塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出基準に適合していることを確認する。
- ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて16時間滞留させた水（受水タンク以下装置のライニングされた管路内の水であって、受水タンク等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）とし採取し、公的検査機関で行い、浸出基準を満足していることを確認する。この場合において、一度採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・試験項目は浸出基準「別表第1」の45項目すべてにおいて行う。

(3) 既設配管使用の責任

既設の受水タンク以下装置を給水装置に切替えた後、これに起因する漏水等の事故については、所有者等の責任において解決するとともに、速やかに給水装置工事として修理、改善する。

※施工主等への周知

本件による確認は、切替え時の給水装置について新設時と同等の品質を保証するものではない旨を、施工主等に十分説明する。



6. 増圧給水設備設置者に対する指導

増圧直結給水方式では、直圧方式の給水装置と異なりポンプ等の機器を使用して給水するため、機械部分等の故障により逆流の危険及び正常な各戸への給水が損なわれるおそれがある。そこで1年以内ごとに1回、点検を行う義務（武蔵野市給水条例 施工規程 第6条の3）があることを設置者等へ理解させ、増圧直結給水方式における事故防止を図るため、「増圧給水設備の維持管理について」（P24）を設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知する。

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理

お宅さまの水道は、増圧給水設備及びこれに付随する設備が設置されていますが、この設備を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じるおそれがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけてください。

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理上の注意事項

- ①増圧給水設備及びこの設備以下の装置は水道法上の給水装置であり、武蔵野市給水条例第22条により管理上の責任は水道使用者等の方々ご自身にあります。
- ②正常な給水、逆流の防止等、設備の機能維持の観点から、増圧給水設備について1年以内ごとに1回の定期的な保守点検を行う必要があります。
(武蔵野市給水条例施工規程第6条の3)
- ③増圧給水設備の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没するようなことのないように注意してください。
- ④地震、その他の異状があった場合など必要と認められるときには、そのつど点検を行ってください。
- ⑤増圧給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、武蔵野市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- ⑥メータの取替え作業が容易に行え、市水道部の検針に支障がないようにしてください。
- ⑦メータバイパスユニットの設置が無い場合、メーター交換等の場合、断水となります。

事故時の対応

- ①ポンプ停止等設備の故障の修理等は、増圧給水設備の製造業者等が対応します。緊急時の連絡先は、設備に明示してありますので確認しておいてください。
- ②停電及び増圧給水設備の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常どおりであれば、通電または修理が完了するまで1階等に設置してある給水栓が使用できます。
- ③市水道部の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

賃貸する場合

この設備を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を熟知させてください。

損害の補償

この設備に起因して逆流または漏水が発生し損害が生じた場合の補償は市水道部はいっさい負いませんのでご承知願います。

調査の承諾と改善指示の履行

この設備の構造、材料及び維持管理状況等に関し、市水道部が必要と認めたときは調査させていただきます。また、調査の結果不適正な場合は改善を指示しますのでこれを指定期間内に履行してください。

所有者または管理人の変更の届け出

所有者または管理人に変更があった場合は、速やかに市水道部に届け出てください。

5-1 増圧直結給水方式各申請

・事前申請（75mmの場合）

増圧給水設備設置承認申請書（水道部書式）	1部
流量計算内訳書（ポンプメーカー等）	1部
案内図（地図等）コピー	1部

※給水管の取出し口径、内部配管の口径および市水道本管口径、本管水圧状況を調査し適正な管口径を決定して下さい。75mmの増圧ポンプを検討の場合、事前申請のないものは、本申請できません。

（1）増圧申請（新設）

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
増圧給水設備設置状況調査書・増圧給水設備設置条件承諾書	各1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

・集合住宅

① 幹栓（増圧ポンプまで）

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙（コピー）	1部
増圧給水設備設置状況調査書・増圧給水設備設置条件承諾書	各1部
建物入館方法等（変更）届 ※オートロックの場合	1部
申請図（平面図・立面図・標題）及び工事施工図	各1部

②増圧ポンプ以下

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
増圧給水設備以下メータ設置表	1式
申請図（平面図・立面図・標題）	1部

※増圧ポンプ以下は、一式で申請してください。

③直圧直結給水（共用栓等）

給水装置工事施工承認申込書	件数分
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	件数分
申請図（平面図・立面図・標題）	件数分

(2) 増圧申請 (改造)

・戸建 ※2 1 給水管 (取付・撤去) 工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1 部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1 部
建築確認済書表紙 (コピー) 新築、増築の場合。	1 部
増圧給水設備設置状況調査書	1 部
増圧給水設備設置条件承諾書	1 部
貯水槽水道変更 (廃止) 届・水質検査報告書・耐圧試験記録 (P10 参照)	各 1 部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図※2	各 1 部

・集合住宅

① 幹栓 (増圧ポンプまで) ※2 1 給水管 (取付・撤去) 工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1 部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1 部
建築確認済書表紙 (コピー) 新築、増築の場合。	1 部
増圧給水設備設置状況調査書	1 部
増圧給水設備設置条件承諾書	1 部
貯水槽水道変更 (廃止) 届・水質検査報告書・耐圧試験記録 (P10 参照)	各 1 部
建物入館方法等 (変更) 届 ※オートロックの場合	1 部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図※2	各 1 部

② 直圧直結給水 (共用栓等)

給水装置工事施工承認申込書	件数分
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	件数分
申請図 (平面図・立面図)	件数分

6 貯水槽方式各申請

(1) 貯水槽方式 (新設)

・戸建

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙 (コピー)	1部
貯水槽水道施設設置届	1部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図	各1部

・集合住宅

① 幹栓 (貯水槽まで)

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
建築確認済書表紙 (コピー)	1部
貯水槽水道設置届	1部
建物入館方法等 (変更) 届 ※オートロックの場合	1部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図	各1部

② 貯水槽以下

給水装置工事施工承認申込書	1部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1部
貯水槽以下メータ設置表	1式
貯水槽水道以下装置メータ設置条件承諾書	1部
申請図 (平面図・立面図・標題)	1部

※貯水槽以下は一式で申請してください。

③ 直圧直結給水 (共用栓等)

給水装置工事施工承認申込書	件数分
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	件数分
申請図 (平面図・立面図・標題)	件数分

(2) 貯水槽方式 (改造)

・戸建 ※2 1 給水管 (取付・撤去) 工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1 部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1 部
建築確認済書表紙 (コピー) 新築、増築の場合。	1 部
貯水槽水道設置届	1 部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図※2	各 1 部

・集合住宅

① 幹栓 (貯水槽まで) ※2 1 給水管 (取付・撤去) 工事がある場合提出

給水装置工事施工承認申込書	1 部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1 部
建築確認済書表紙 (コピー) 新築、増築の場合。	1 部
貯水槽水道設置届	1 部
建物入館方法等 (変更) 届 ※オートロックの場合	1 部
申請図 (平面図・立面図・標題) 及び工事施工図※2	各 1 部

②直圧直結給水 (共用栓等)

給水装置工事施工承認申込書	件数分
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	件数分
申請図 (平面図・立面図・標題)	件数分

(3) 私設メータを市メータにする場合

給水装置工事施工承認申込書	1 部
指定給水装置工事事業者設計審査申込書	1 部
建物入館方法等 (変更) 届 ※オートロックの場合	1 部
貯水槽以下メータ設置表	1 式
貯水槽水道以下装置メータ設置条件承諾書	1 部
申請図 (平面図・立面図・標題)	1 部

7 増圧給水設備以下の給水装置及び 受水タンク以下装置のメータ設置基準について

受水タンク以下装置にメータを設置する場合の配管構造等は、次の基準に適合していなければならない。

(1) 給水形態

- ① 自然流下給水構造又はポンプユニットを使用したポンプ直送給水構造とする。
- ② 水道水と井水、その他の水とは混用してはならない。
- ③ ポンプ直送給水構造に使用するポンプユニット等は、BL 認定品又は BL 認定基準を満足するものを使用する。

1) 自然流下給水構造とは、低置タンクに給水された水をポンプにより高置タンクに揚水し、これからさらに自然流下によって各戸へ給水するものをいう。

2) ポンプ直送給水構造とは、低置タンクに給水された水をポンプで汲みあげ、ポンプの吐出圧又は圧力タンク内の気体の反発力で水に圧力を加え、直接各戸へ給水するものをいう。

この給水構造には、圧力タンクを備え、その内部圧力で水を圧送すると共に、使用水量の増減によって変化する圧力タンク内部圧力又は吐出流量を検知し、自動的にポンプを起動、停止して給水するシステム（圧力タンク給水方式）と、変速ポンプを備え、使用水量の増減によって変化する吐出圧力又は吐出流量を検知し、自動的にポンプの回転速度を変化させ、給水構造としての吐出する圧力を一定に保つよう運転制御する給水システム及びこれと同等の圧力制御機能を有する給水システム（ポンプ速度制御給水方式）とがある。

(2) 配管構造

- ① 停滞空気の発生しない構造とする。
- ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための必要な措置を講じる。
- ③ ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動給気に伴う排水は、受水タンクへ還流する構造とする。

- ④ 各戸のメータ取付位置における最大圧力（静水圧）は、原則として 0.4Mpa 以下とする。
- ⑤ 各戸のメータ前後配管は、「各戸メータ設置条件」を適用する。
※「各戸メータ設置条件」は、別紙参照。
- ⑥ メータに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止め弁を設置する。
なお、ポンプ直送給水構造又は蓄圧式タンクを使用した構造の場合、下流側には逆止め弁を設置する。
- ⑦ 仕切弁 A を設置しない場合のメータソケットの設置方法は次のとおりとする。
原則としてメータの一次側に「メータソケット」を、二次側に「メータ伸縮ソケット」を設置する。
- ⑧ メータソケット（又は仕切弁 A）とメータソケットとの間隔は、口径別メータ全長とする。
- ⑨ 集中給湯方式における湯水混合水栓の設置方法は次のとおりとする。
ア 湯水混合水栓（ミキシングバルブ含む。以下同じ。）設置位置での給水圧と給湯圧との差は 0.147Mpa（1.5Kgf/c㎡）未満とする。
イ 湯水混合水栓は、給水側と給湯側両系統に逆流防止措置を講じたものであって、湯と水が止水部の下流側で混合する構造のもの（元止式）を使用する。
給湯側が給水装置用材料以外の場合は、止水部の上流側で混合する先止式タイプの使用は認められない。
- ⑩ ポンプユニットに接続する吐出管は、適正流速になるように選定する。
必要に応じて増径等を行なうこと。
- ⑪ 水中ポンプを使用する場合、貯水タンク内のポンプ吐出管は、ステンレス鋼管、ビニール管等、外面も充分耐食性があるものを使用する。

各戸メータ設置条件

増圧給水設備以下の給水装置及び貯水タンク以下の装置において、各戸にメータ室を設け、メータを設置する場合は、次の条件に適合していなければならない。

(1) 使用材料

メータの管理及び計量に支障がなく、通常の使用及び施工に十分耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ、水が汚染されるおそれのないものであること。

(2) メータ接続材料

① メータを新規に設置する場合（13～25 mm）

メータユニットを設置すること。なお、メータユニットは原則として、アンカーボルト等により床面に固定すること。又、高さ調節が必要な場合は、全ねじボルト、架台等により確実に固定すること。

なお、固定材料は、ステンレス製（SUS304）とする。

※メータユニットは（社）日本水道協会・品質認証センター「認証登録リスト」（最新版）のものを使用すること。

② 既設のメータ前後配管を改造する場合（13～25 mm）

メータユニットを設置するか、若しくは、「受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等」の（2）⑥、⑦、⑧を適用する。

③ 13～25 mm以外のメータを設置する場合

各戸メータ設置条件（2）②と同様とする。

(3) その他の配管材料

① 増圧給水設備以下の材料

厚生省令14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合する材料を使用すること。

② 貯水タンク以下の材料

メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染されるおそれのない材料を使用すること。

(4) 配管

メータ室内の配管は、以下の項目に示す配管とすること。なお、配管に際しては、各材料の接続部に異種金属の接触による腐食等が生じないように適切な防食対策を講じること。

① メータユニットを設置する場合

基本配管例（例図1～3）に準じた配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。

※メータユニットの接続部形状がテーパ雌ねじの場合、管端防食コアが内蔵されているため、接続継手は、管端防食コア対応型のものを使用する。

② メータユニットを設置しない場合

参考配管例（例図 1～4）に準じた配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。

(5) 防食対策

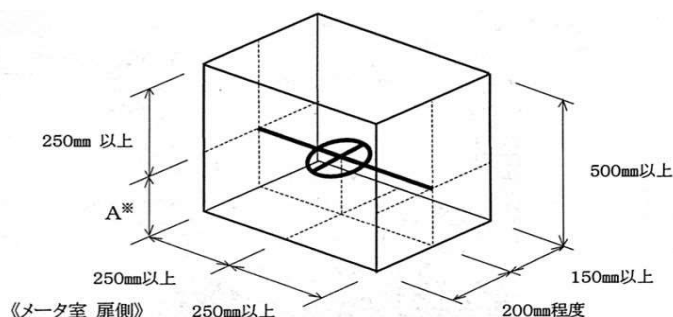
メータ室内の配管は、腐食を防止するため、以下の防食措置を講じること。

- ① 弁類及び継手は管端防食構造、又は絶縁構造（異種金属接触防止構造）の耐食性に配慮した材料を使用すること。（例図①～⑧）
- ② 各ねじ接合部は、シール材及び防食テープにより、必ず防食措置を施すこと。
- ③ 青銅製品どうしの接合に使用するニップルは、必ず青銅製のものを使用すること。

(6) メータ設置環境

- ① メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取り付けられる構造とすること。
- ② メータ室は、漏水やメータ取外時の戻り水などによる被害を防止するため、防水、排水の措置を講じること。
- ③ メータを屋内に設置する場合のメータ室の広さは、メータ 1 個について図一 1 に示す基準を満たすこと。
- ④ メータ引換え、定期検針、止水栓操作、停水キャップの着脱等の作業が容易に行えること。
- ⑤ メータは水平に設置し、メータ室扉面と平行に設置すること。
- ⑥ メータの凍結防止のため、必要に応じ、保温カバーを設置すること。また、設置に際しては、メータ引換え、定期検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるようにすること。
- ⑦ メータ室内の配管は、支持具等により適切に配管の支持を行うこと。
- ⑧ 集合住宅の各戸にメータを設置する場合は「集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。

※「集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保」別紙参照



- ※ メータユニットを設置する場合は、Aは規定しない。
※ メータユニットを設置しない場合は、Aは100mm以上を確保すること。

図一 1

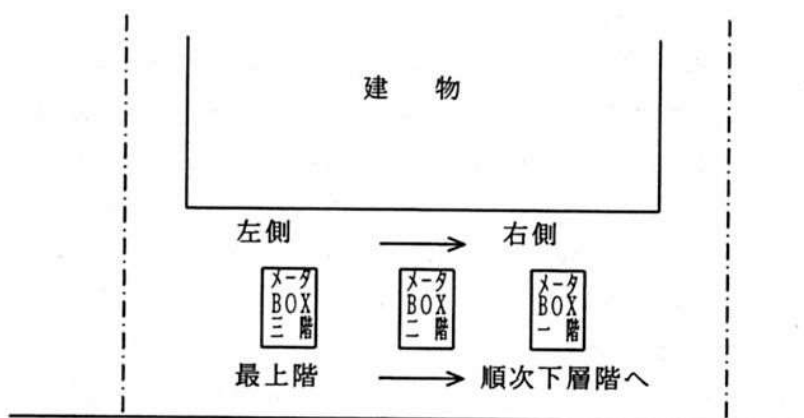
集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保

(1) 直圧直結給水装置等屋外に設置する場合

1～3階建てアパート等屋外に複数のメータを設置する場合、原則として、各メータの並びは、各部屋との相関性を損なわない並びとする。

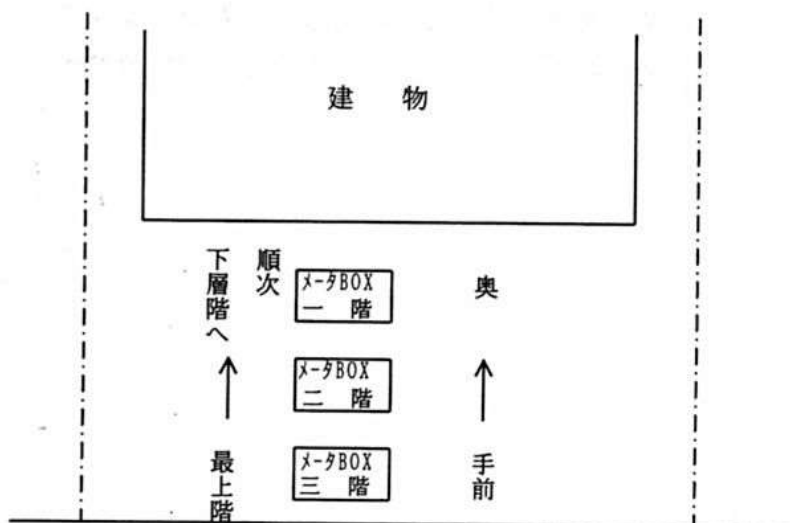
ただし、上、下（2階建て及び3階建て直圧直結給水等）の関係は次による。

- ① 上階、下階のメータを横並びに配置する場合は、左側のメータを最上階へ、以下順次下層階へ配管する。



- ② 上階、下階のメータを縦並びに配置する場合は、手前側のメータを最上階へ、以下順次下層階へ配管する。

3。

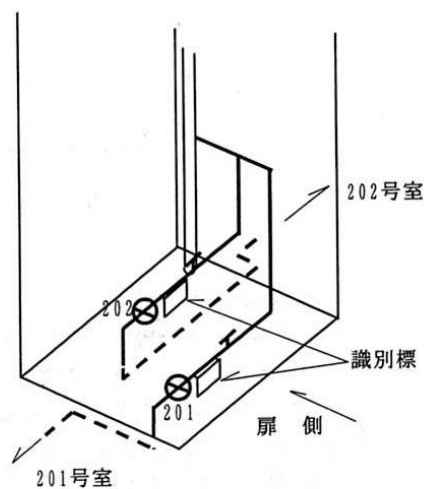
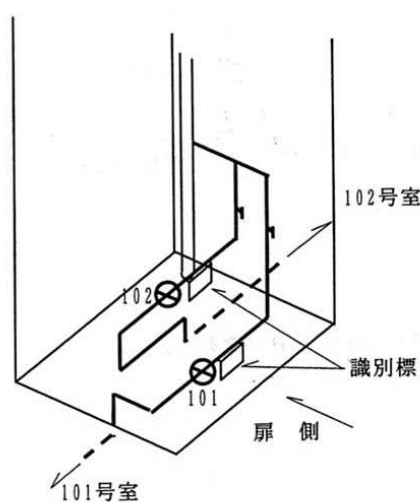
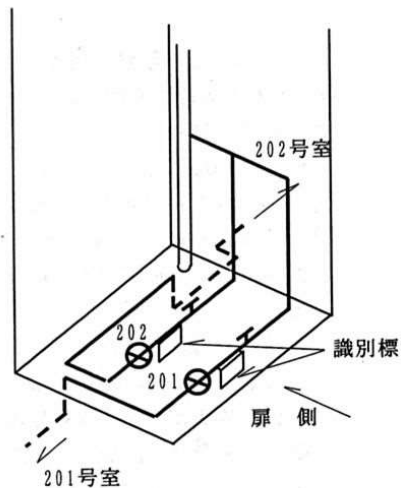
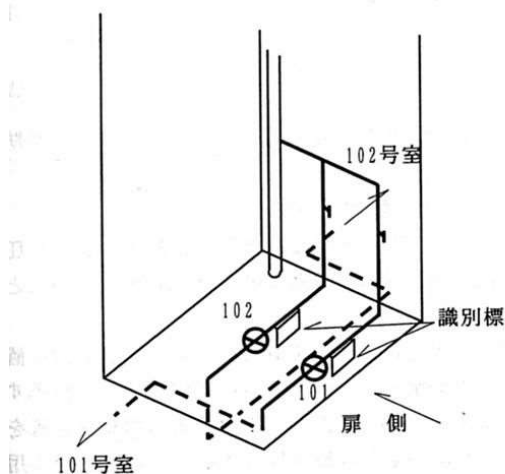


(2) 貯水タンク以下装置等メータ室に設置する場合

各メータと部屋との関係は次のとおりとする。

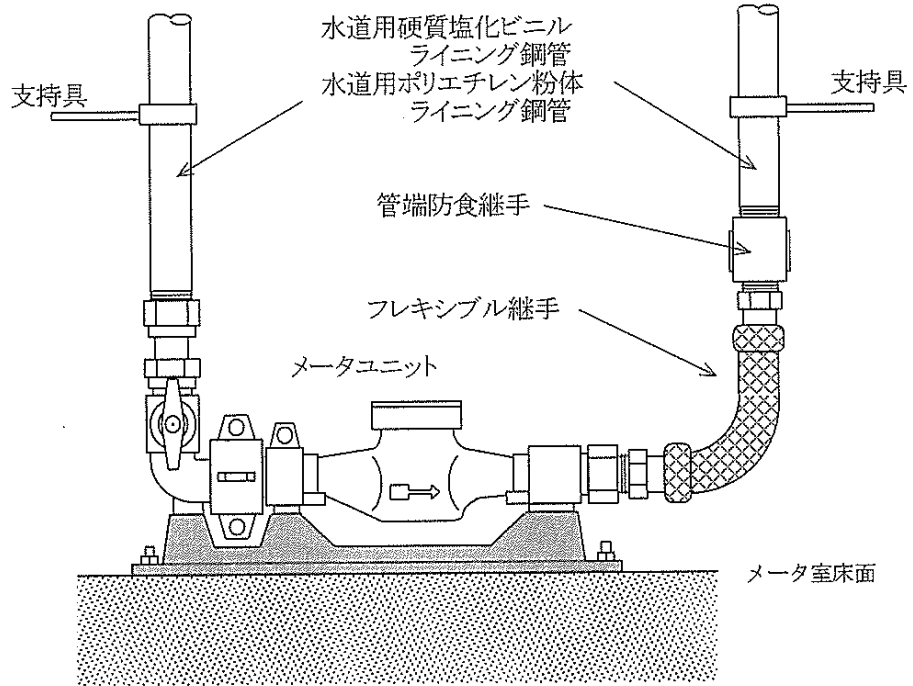
なお、貯水タンク以下装置（ポンプ直送方式）であってもメータを屋外に設置する場合は以下による。

- ① 2個のメータを前後に配置する場合は、手前のメータを左側の部屋、奥のメータを右側の部屋へ配管する。
- ② 2個のメータを上下に配置する場合は、下のメータを左側の部屋、上のメータを右側の部屋へ配管する。
- ③ 2個のメータを横並びに配置する場合は、左側のメータを左側の部屋、右側のメータを右側の部屋へ配管する。
- ④ 3個以上のメータを設置する場合は、①～③を参考とし当該建物内で規則性を持たせる。

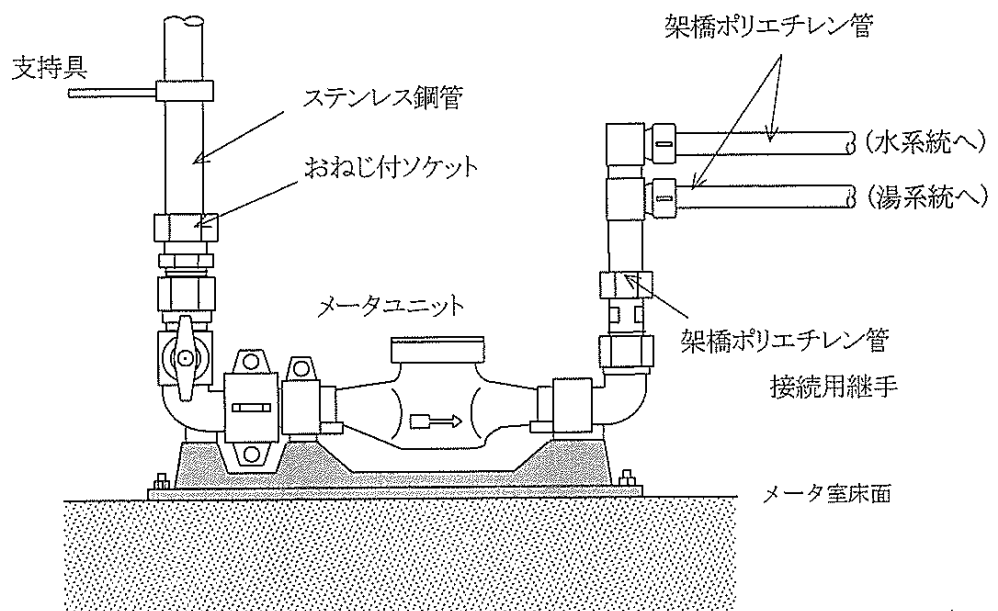


基本配管例

(例図一)

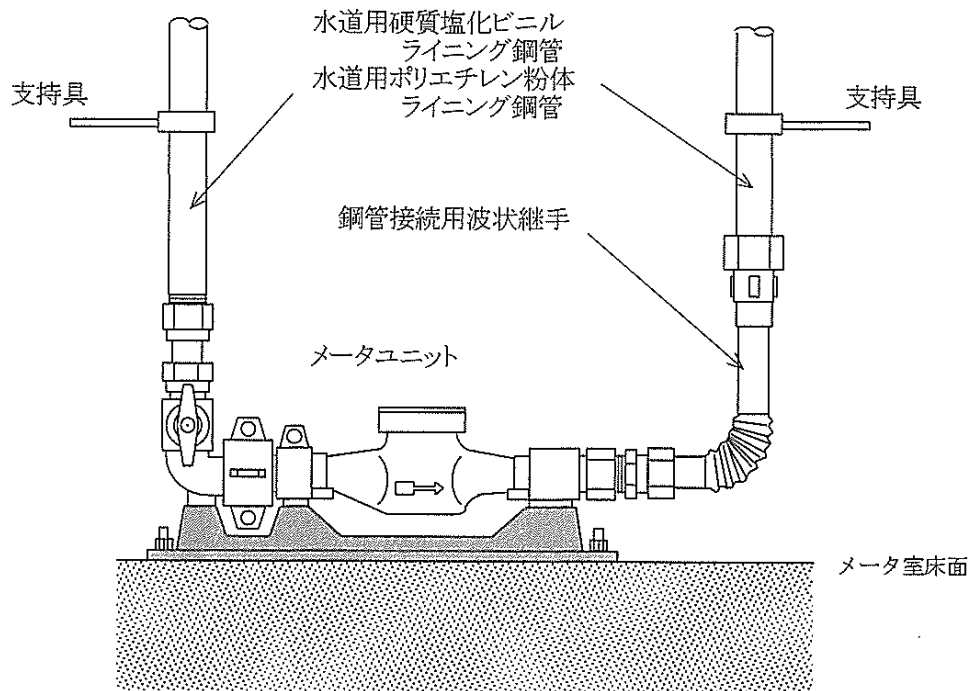


(例図二)



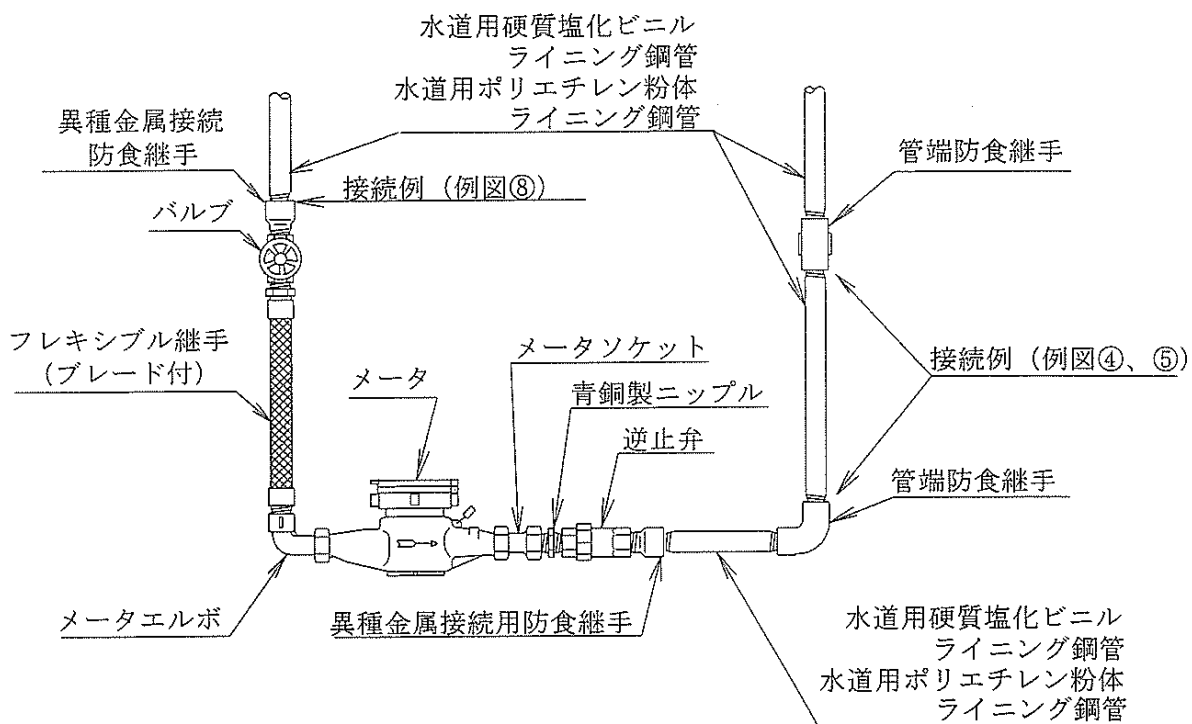
基本配管例

(例図 - 3)

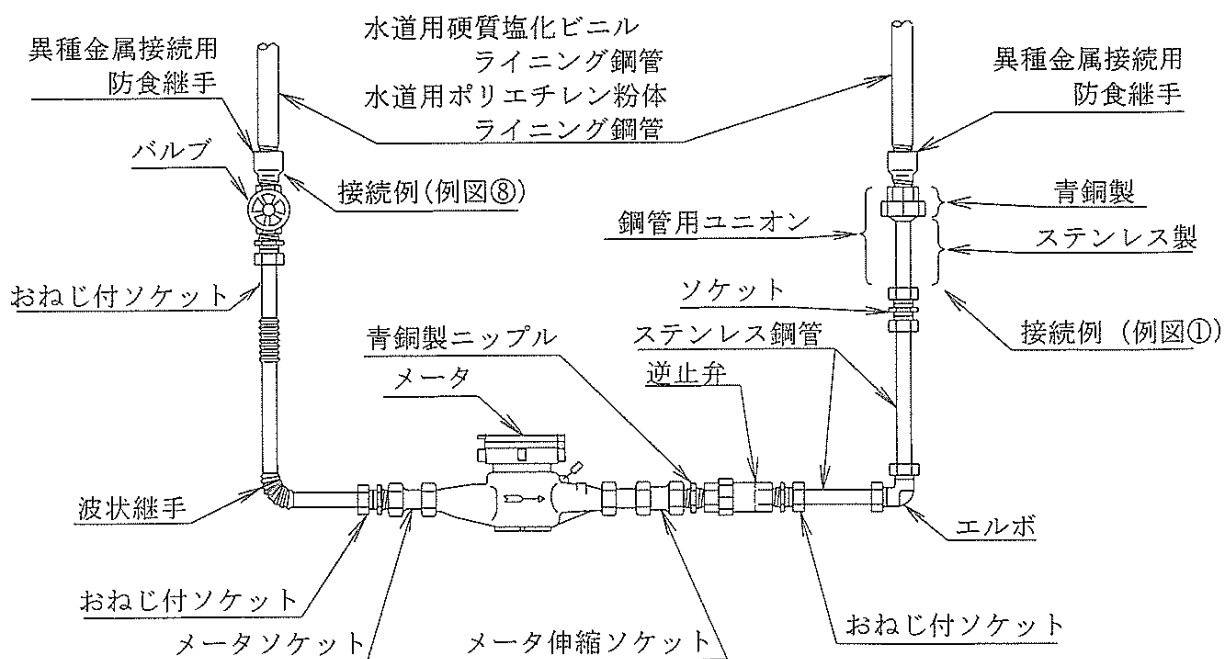


参 考 配 管 例

(例図一 1)

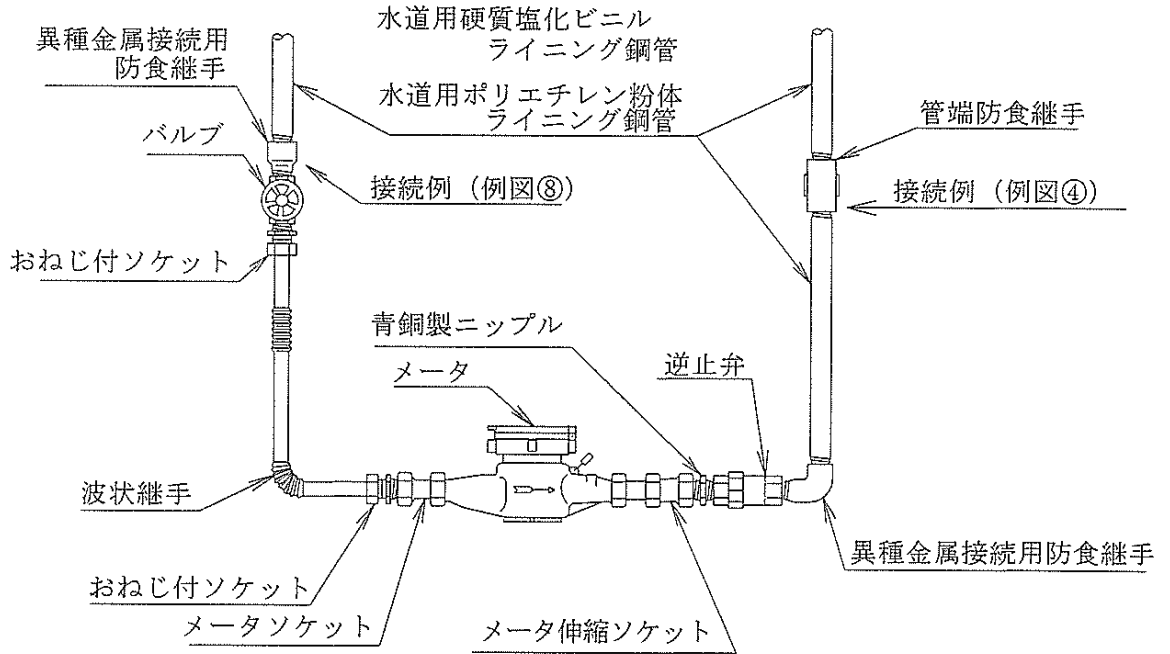


(例図一 2)

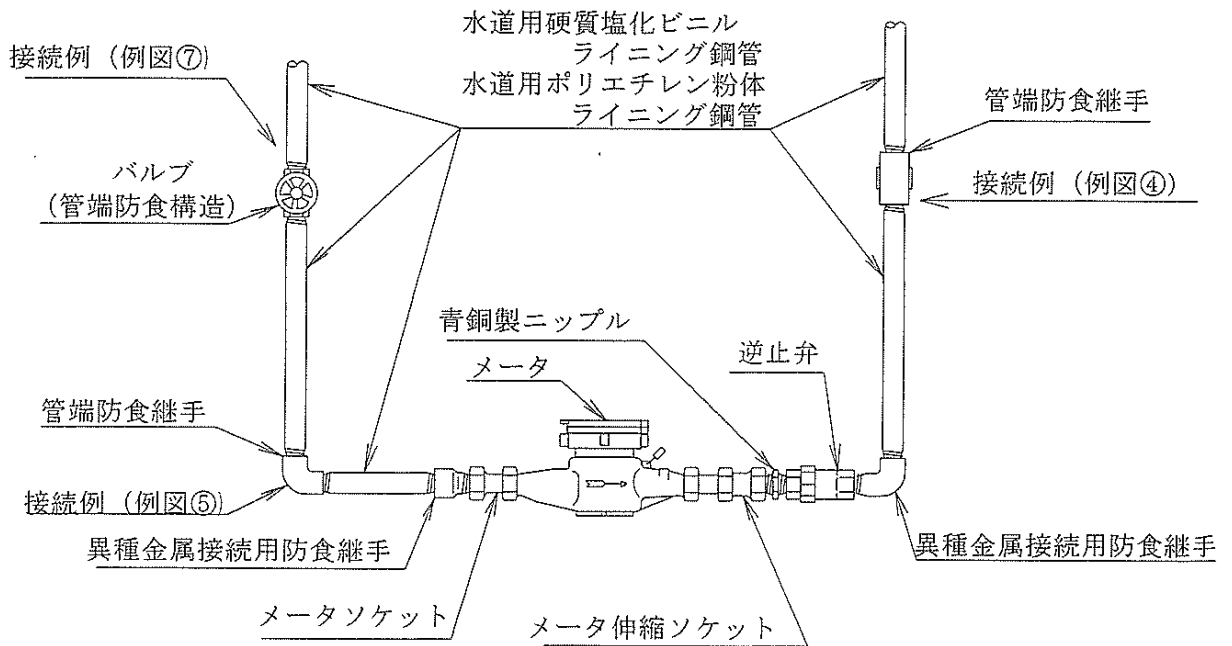


参 考 配 管 例

(例図 - 3)

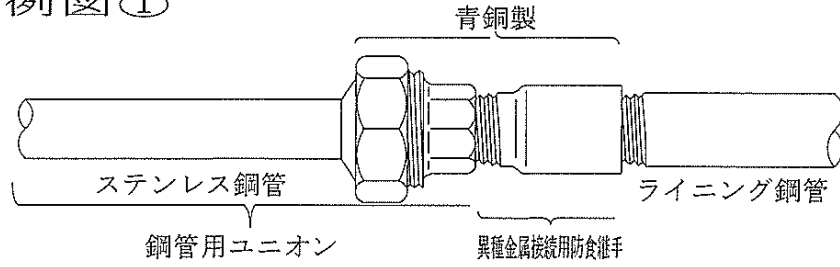


(例図 - 4)

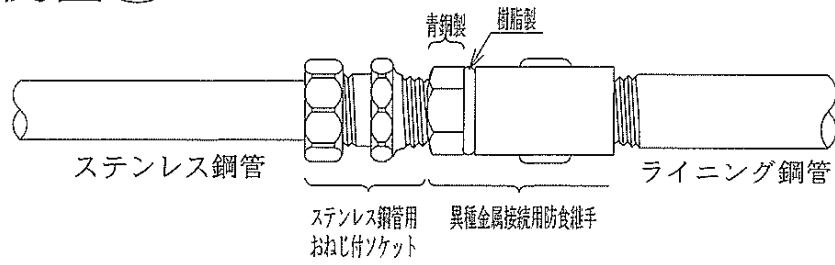


接 続 例

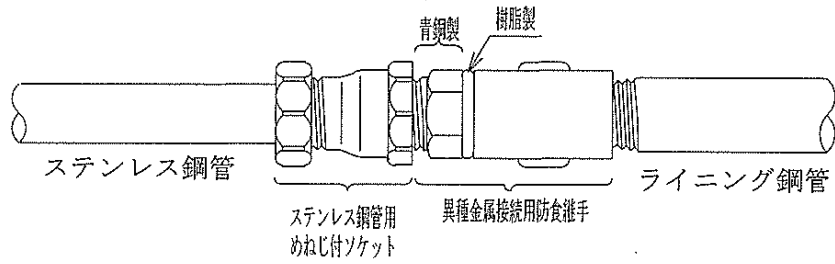
例図①



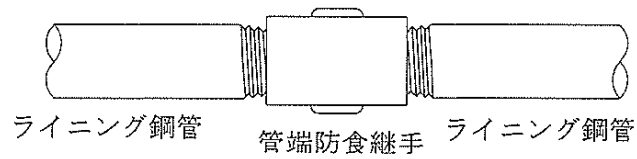
例図②



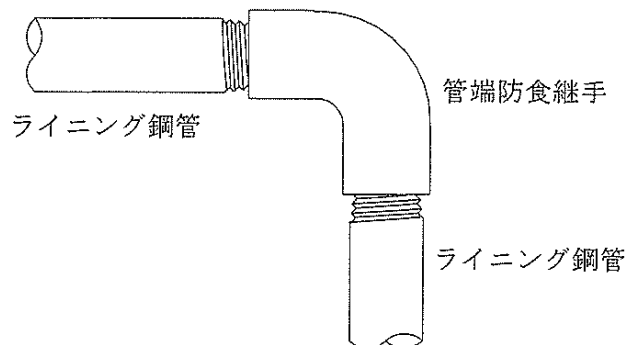
例図③



例図④

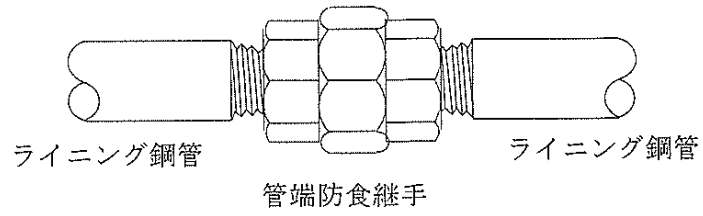


例図⑤

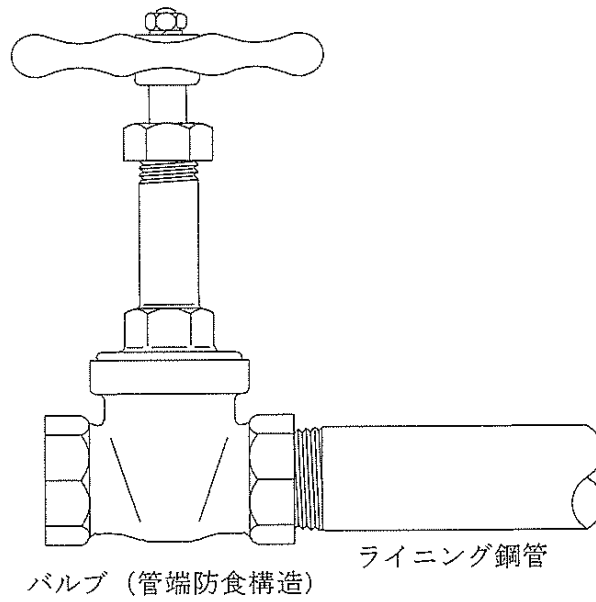


接 続 例

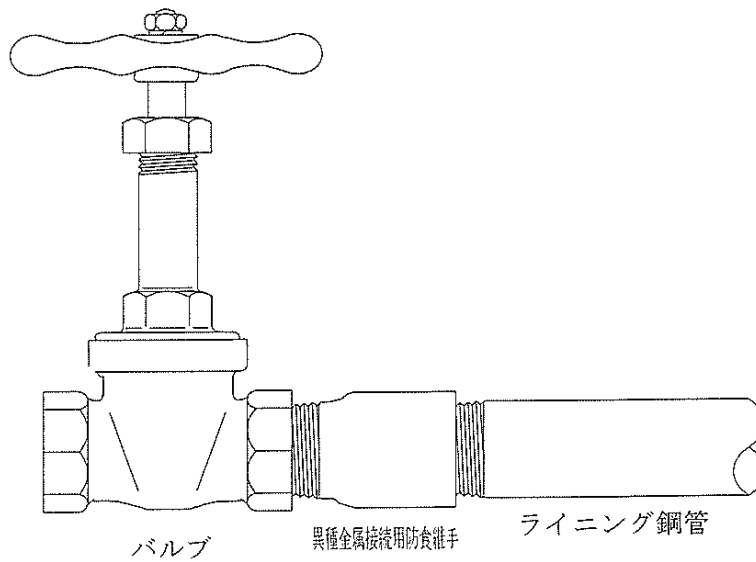
例 図 ⑥



例 図 ⑦



例 図 ⑧



8 分岐工事の申請（施工2日前までに）

指定給水装置工事事業者分岐工事申込書

1部

工事当日の朝必ず水道部に連絡をしてください。

パトロール方式のため、所定の写真を撮り、作業は進めていただいで構いません。作業は市水道部の職員が立ち会えない場合は、水道部の指示に従ってください。

9 給水装置所有者名義変更について

名義変更がある場合は、申請時に記入もれのないよう届を提出してください。

10 設計変更・工事申込取消届について

設計変更・工事申込取消がある場合は、記入もれのないよう届を提出してください。

11 未届給水装置の使用申請書について

未届給水装置がある場合は、申請時に記入もれのないよう提出してください。

1 2 給水装置工事申請の完了及び検査の申込（新設・全改・改造・撤去）

本メータの出庫は、原則下記書類・用件が満たされた場合とします。

完了届兼工事検査申込書（竣工検査日がきまっているもの。）	1部
完成図面（平面図・立面図・標題）	
普通紙	2部
給水装置工事自主検査表	1部
給水管（取付・撤去）工事 主任技術者チェック表	1部
マッピング図（水道管理図修正用）	1部

1 3 竣工検査について

（1）検査の条件

1. 竣工検査は、原則として入居前に受けることとします。なお、所有者又は使用者が入居している場合は、了解を得てください。
2. 検査日には、指定給水工事事業者（主任技術者）が立会うこととします。
3. 共同住宅等、検査日までに水道門標、メータプレート、部屋番号の表示があることを確認してください。不備があると再検査になります。

（2）検査の省略

次のいずれかの工事で、適正な施工を証明できる写真を提出し、給水環境に悪影響がないと認められるときは、現場検査を省略することが出来ます。

1. 給水栓が1つだけの増築工事。（仮設は含まず）
2. 水洗便所の設置のみでタンク給水方式のもの。
3. 給水栓、ボールタップ等の給水用機器及びその取付用の設備を撤去する工事。
4. 配水補助管・宅内支分栓の撤去工事。

・写真検査

写真は、現場の背景等から当該撤去場所が確認でき、また、給水管の切断箇所が確認できるものであること。なお、1枚の写真では確認が難しい場合は、確認が可能な複数枚の写真を提出してください。

・施工方法

撤去箇所がビニル管チーズ等で分岐されている場合は、管を10～30cm程度切り残し、キャップをする。また、圧着等を行った場合は、管の補強を行うこと。

1.4 活水器等設置申請について

1. 給水装置工事事務取扱

- ◎ 工事申請時に「活水器等設置申請書」を、一部提出する。
- ◎ 活水器が自己認証品の場合は、別途「適合証明書等」を提出する。
- ◎ 武蔵野市水道部の水質責任範囲は、活水器等の上流側までとし、これより下流側は、設置者の自己責任とする。
- ◎ 武蔵野市水道部が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。
- ◎ 不適正な設置及び管理に対しては、武蔵野市給水条例の第35条第1項により対応する。

2. 給水装置設計・施行基準

- ◎ 活水器等は、水道メータの下流側に設置すること。また、水道メータの機能及び維持管理に支障を来すことがないように、水道メータとの間隔を50cm以上確保すること。
- ◎ 水質検査に対応するため、管路活水器等の上流側に水栓を設置すること。
- ◎ 活水器等の設置にあたっては、上流側に逆止弁を設置すること。ただし、活水器本体が逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。
- ◎ 給水装置の設計にあたっては、活水器等の損失水頭を考慮して流量計算を行うこと。

1 5 給水管更生工事に関する取扱いについて

給水管更生工事（以下「更生工事」という。）とは、給水管内面に発生した錆が原因となって、赤水や出水不良をきたしている給水管を、布設したままの状態です錆を除去（クリーニング）し、防錆をかねた樹脂系塗料を管内面に塗布（ライニング）することによって、新たな錆の発生を防止し、赤水や出水不良の解消を図る工事である。本来、著しく経年劣化している給水管は取替することが望ましいが、配管状況等により給水管の取替が困難な場合に行う、暫定的な延命対策である。給水装置及び市のメータが設置された受水タンク以下装置の更生工事を施工する場合の取扱いは次のとおりとする。

1 要件

- (1) 対象となる給水管が、金属製（鋼管、ライニング鋼管、鋳鉄管等）であること。
なお、水道メータ及び伸縮部分を有する配管・給水用具を除く。
- (2) 指定給水装置工事事業者が配管等の事前調査を行い、施工可能と判断したものであること。
- (3) 更生工事の施工者は、都が作成する「更生工法・使用塗料一覧（施行者名簿）」に登録されているもの（以下「更生工事施工者」という。）に準ずる。

2 給水装置（直結方式）の事務手続等

工事に係る手続等々は、給水装置の改造工事として取り扱う。

2-1 設計審査等

(1) 審査内容

上記「1 要件」に適合することを確認する。

(2) 提出書類及び記入法方法

ア 「指定給水装置工事事業者設計審査申込書」（以下「設計審査申込書」という。）

摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工事用新設メータありの各事項を記入すること。

イ 「給水装置工事施工承認申込書」（以下「施工承認申込書」という。）

ウ 「給水装置更生工事施行条件承諾書」（以下「条件承諾書」という。）

必要事項の記入及び押印をして提出すること。

なお、市から条件承諾書の写しが手交されるので、申請者へ渡すこと。

エ 「給水管更生工事施行状況報告書」（以下「施行状況報告書」という。）

必要事項を記入して提出すること。

オ 「施工計画書・工程表等」

必要に応じて工程等が確認できる書類を提出すること。

カ 「設計図」

- (ア) 配管替を伴わない工事で、かつ、既設の逆止弁を再使用する場合、設計図は不要とするが、仮設給水設備配管図を作成して提出すること。
- (イ) 配管替を伴うものは、次により設計図を作成すること。
 - a 配管部分：一般の改造工事と同様
 - b 更生工事部分：赤色の実線とし、管種記号は「EL：エポキシライニング」＋管種とする（例：「EL」GP、「EL」VLP-B等）。
- (ウ) 仮設給水設備配管図は、概略図でも可とするが、管路、管種、口径、器具及びメータ等を記載すること。また、仮設給水設備を仮設の受水タンク以下装置とする場合、受水タンク以下の仮設配管についても記載すること。

(3) 設計審査手数料

改造工事1件として、武蔵野市給水条例第33条第3号に規定する審査手数料を納入すること。

2-2 施工上の注意点

(1) 逆止弁の設置

施工箇所の上流側に逆止弁を設置すること。

ただし、施工箇所が、既設逆止弁（増圧給水設備内の減圧式逆流防止器を含む）下流側の場合は不要とする。

(2) 仮設給水設備の配管構造等

ア 仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

イ 仮設給水設備は仮設の受水タンク以下装置とすることが望ましい。

ウ 仮設給水設備より一時工事用水を新設する場合、分岐直近部に逆止弁を設置すること。

- ・「配管替を伴わない工事」には、給水管を一部切断し、復元時に管種、口径を変更しないものを含む。
- ・「既設の逆止弁を再使用する場合」には、既設の逆止弁を撤去し、当初位置から0.5m以内に新設する場合を含む。ただし、仮設受水タンクを設置する場合は省略できることとする。

2-3 一時工事用メータの設置等

更生工事に使用する工事用水については、増圧給水設備以下等に設置した子メータの下流側から引用することを原則とし、次の(1)から(2)の順に検討すること。なお、本件の一時工事用水については、新設・撤去の承認後（決定後）であれば、新設メータの設置を認める。また、総括親メータ上流側で支分栓として一時工事用メータ設置

する場合のうち、仮設受水タンク等を設置しない場合の給水階高は、原則として三階までとなるので注意すること。

- (1) 仮設給水設備には、既設子メータを戸別に設置し、工事用水の子メータを新たに取付けること。
- (2) 上記(1)の設置方法が不可能な場合は、各戸及び工事用水を一括計量する子メータを新たに取付けること。なお、既設子メータの使用中止手続要否については申込者と調整を行い、必用に応じて手続きを行うこと。

※上記(1)、(2)の対応が困難な場合は、双方協議の上決定する。

2-4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認

更生工事を行った給水装置（以下「更生給水管」という。）の状態確認ができる書類及び水質試験の結果が分かる書類等を提出し、次の(1)から(4)の確認を受けるまで更生給水管を経由して給水してはならない。

ただし、仮設受水タンクの下流側に更生給水管を接続する場合を除く。

なお、水質試験の結果等に異常がある場合は、クリーニング作業から再施工するか、新設配管に取替える等の措置が必要となる。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）のSa2 1/2 以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

ア 塗料はJWWA K143 又はJWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。

イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。

ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。

エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

(3) 浸出等に関する基準の確認

塗膜状態の確認後、仮設給水設備の蛇口を用いて更生給水管を試験通水し、水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、更生給水管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行うこと。試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸

出基準」という。)を満足していることを確認すること。

「参考」

二液性エポキシ樹脂の試験項目

有機物 [全有機炭素(TOC)の量]、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン

(4) 耐圧の確認

試験水圧0.75MPa とし、1 分間水圧を加えた後、漏水の無いことを確認すること。

2-5 通水後の確認

更生給水管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素 (0.1mg/ℓ以上) が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

2-6 工事検査等

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「完了届兼工事検査申込書」

余白に赤色で「更生工事」と記入すること。

イ 「完成図」

(ア) 配管替を伴う場合は、完成図を作成し、普通紙2部を提出すること。なお、配管替を伴わない場合、完成図の提出は不要とする。

(イ) 逆止弁を新設した場合は、(親)メータから逆止弁設置位置までを図示し、逆止弁下流側は省略してもよい。

ウ 「水道使用中止届」

「一時工事用メータの設置等 (1) 及び (2)」により工事用水にメータを設置した場合は、工事完了後、市水道部窓口で使用中止届をし、メータを返納すること。

(2) 現場検査

市は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求めメータ設置状況等について現場検査を行う。

(3) 工事検査手数料

改造工事1件として、武蔵野市給水条例第33条第4号に規定する検査手数料を納入すること。

3 市のメータが設置された受水タンク以下装置の事務処理等

工事に係る手続等きは、受水タンク以下装置の改造工事として取り扱い、「本節3-1 受水タンク以下装置に関するメータの取扱い」によるほか、次による。

なお、市のメータが設置されていない受水タンク以下装置についての届出は不要とする。

3-1 受水タンク以下装置に関するメータの取扱い

受水タンク以下装置は、水道法上、給水装置には該当せず、水道法によるいわゆる水道の範囲から除外されている。このため、受水タンク以下装置によって供給される水の水質、水量についての適正の確保は、当該設備を設置した者が負うこととなり、水道事業者は関与しない。したがって、市においても受水タンク以下装置には、原則としてメータは設置しないものとしている。

しかし、この取扱いでは近年の土地の立体的利用により増加しつつある公営住宅、マンション等の高層住宅に住み、受水タンク以下装置で水を使用する各戸の居住者と給水装置により水を使用する使用者との間に、水道料金算定上の格差を生じさせる結果となるため、例外措置として、一定の要件に該当する受水タンク以下装置について申請があった場合は、メータを設置し、各戸別に水道料金を算定し、徴収することとしている。

3-2 設計審査等

(1) 審査内容

「本節2-1 (1) 審査内容」によること。

(2) 提出書類及び記入法方法

ア 「指定給水装置工事事業者設計審査申込書」 (以下「設計審査申込書」という。)
摘要欄に「更生工事」の字句、 施工範囲・工法、 施行予定年月日、一時工事用新設メータ有の各事項を記入すること。

イ 「給水装置工事施工承認申込書」 (以下「施工承認申込書」という。)

ウ 「施行状況報告書」

「本節 2-1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

エ 「施工計画書・工程表等」

「本節 2-1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

オ 「設計図」

「本節 2-1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

3-3 施工上の注意点

(1) 逆止弁の設置

受水タンク以下装置の場合は不要とする。

(2) 仮設給水設備の配管構造等

仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

3-4 一時工事用メータの設置等

「本節2-3 一時工事用メータの設置等」による。

ただし、文中「増圧給水設備以下等」とあるのは、「受水タンク以下装置」と読み替えるものとする。

3-5 工事完了後の確認

更生工事を行った配管の状態を次の(1)及び(2)により確認すること。

なお、水質試験及び耐圧検査は市指定給水装置工事事業者の責任により実施、確認することとし、結果の報告は不要とする。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）のSa2 1/2 以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

ア 塗料はJWWA K143 又はJWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。

イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。

ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。

エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

3-6 通水後の確認

更生工事を行った配管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素（0.1mg/ℓ以上）が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

3-7 工事完成後の調査等

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「更生工事を行った配管の状態確認ができる書類」

イ 「完成図」

「本節2-6 (1) 提出書類及び記入方法」による。

ウ 「水道使用中止届」

「本節3-4 一時工事用メータの設置等」により工事用水にメータを設置した場合は、工事完了後、市水道部窓口に使用中止届をし、メータを返納すること。

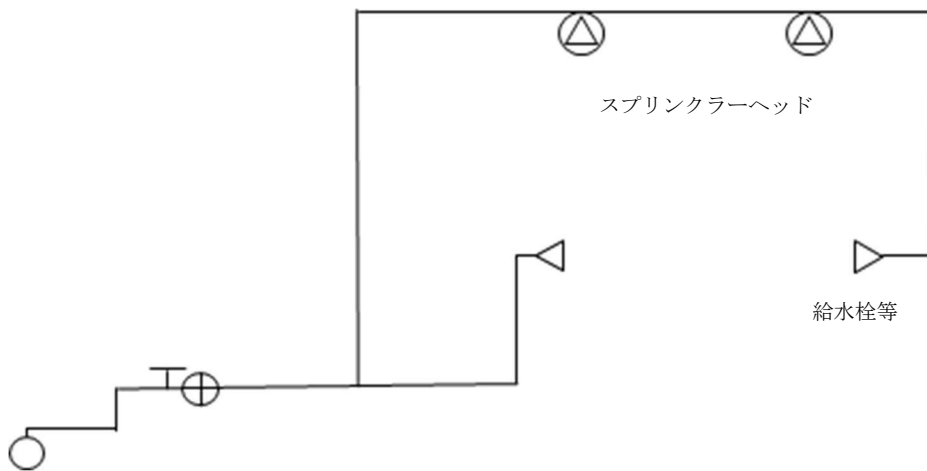
(2) 現場調査

市は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メータ設置状況等について調査を行う。

1 6 住宅用スプリンクラーの取扱い

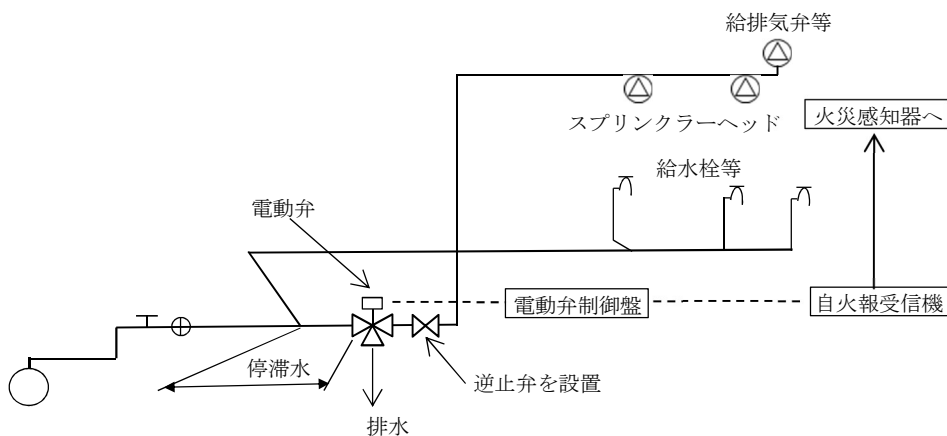
住宅用スプリンクラーの設置に当たっては、次の点に注意する。

- (1) スプリンクラーヘッドは蛇口と異なり精密器具なので取扱いに注意すること。
- (2) スプリンクラー設備の配管構造は、初期火災の熱により機能に支障を生じない措置が講じられていること。
- (3) スプリンクラーヘッドの継手には、スプリンクラー専用の継手等を使用すること。
- (4) スプリンクラーヘッドの設置されている配管の最末端に、停滞水が生じないように通常使用する給水栓等を設けること（図－3 参照）。



図－3 湿式配管例

- (5) 乾式スプリンクラーを設置する場合、給水管の分岐部から電動弁までの配管において「停滞水」が発生するため、給水管分岐部直近に「逆止弁」を設置する（図－4 参照）。



図－4 乾式配管例

- (6) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれがある場合は防露措置を行うこと。
- (7) 直圧直結給水方式により、三階部分にスプリンクラー設備を設置する場合は、水理計算により当該設備が適正に作動する必要動水圧が確保できる場合に限り、設置することができる。なお、水理計算における建物付近の配水管最小動水圧は、直圧直結給水方式の取扱いに準ずること。
- ただし、給水補助加圧装置を設置する場合は、この限りではない。
- (8) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備(注1)を設置する場合は、上記のほか下記事項に留意して設計・施行すること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合の注意事項

- (1) 設置工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者は消防設備士の指導の下に設置すること。
- また、必要に応じて所管消防署と打合せを行うこと。
- (2) 設置に当たり、消防設備士がスプリンクラーヘッドまでの水理計算等を行うことになるので、当該地区の最小動水圧等について市水道部において確認し、設置者又は消防設備士に対して情報提供すること。
- (3) スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障があると認められる場合にあつては30 L/分）以上の放水量が必要であること。
- また、想定される同時開放個数（最大4個）の合計放水量を確保できるよう設計すること。
- なお、スプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドおよび開放型スプリンクラーヘッドの各栓の放水圧力および放水量は、想定される同時開放個数（最大4個）の各栓において、放水圧力が0.02MPa以上、放水量が15L/分以上（火災予防上支障があると認められる場合にあつては、放水圧力が0.05MPa以上、放水量が30 L/分以上）で有効に放水することができる性能であること。
- (4) スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造・材質基準に適合する構造であること。
- (5) スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (6) 設計に当たっては、利用者に周知することをもって、他の給水器具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定することができる。
- (注1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備
- 小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの。

1.7 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い

大規模震災等により市から水の供給ができない場合、受水タンク及び高置タンク内の水を有効活用するために設置する給水栓（以下「非常用給水栓」という。）の設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

1 申請対象

タンク以下装置に市の子メータが設置されているマンション等を対象とする。

なお、市の子メータが設置されていない場合は、所有者等の責任において設置することとし、申請（届出）は不要とする。

2 申請手続

(1) 申請場所

武蔵野市水道部工務課給水係

(2) 提出書類及び記入方法

ア 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書必要事項の記入及び押印をして提出すること。

イ 給水栓の設置及び措置状況が判る写真（カラーコピーも可とする）

3 誓約事項の遵守

設置に当たっては、市に提出する「貯水槽への非常用給水栓設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。

【誓約事項】

- ① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ④ 武蔵野市給水条例第41条に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓含む。）を適切に管理すること。
- ⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用

量に対する料金請求に応じること。

- ⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。
- ⑦ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

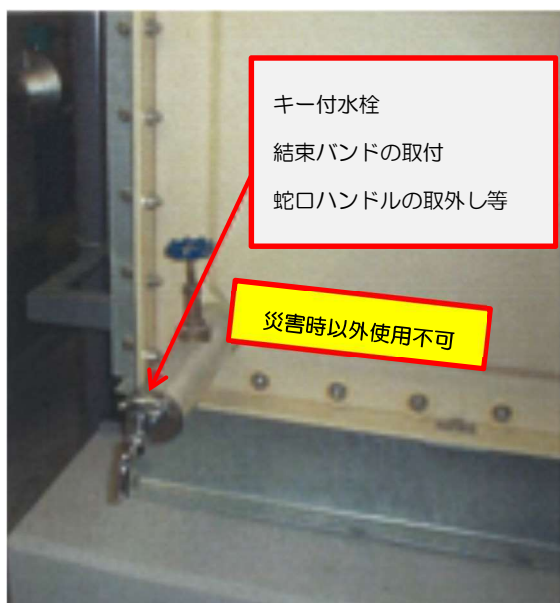
武蔵野市給水条例【抜粋】

(貯水槽水道に関する設置者の責任)

第 41 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第 34 条の 2 に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

【受水タンクへの給水栓設置例】



【受水タンク下流側給水管への給水栓設置例】



非常用水栓設置時の対応

- ・キー付水栓、結束バンドの取付、蛇口ハンドルの取外し等の措置
- ・「災害時以外使用不可」の記載がされた表示プレートやシール等の設置

都道、区道における占用許可申請について

給水装置工事に伴う、都、区道の掘削申請は、武蔵野市が手続きを行います。

①申請に必要な書類

〈都 道〉

道路占用手続委任状

申請図面 カラー普通紙 7部

(平面図、断面図、道路構造図、案内図) 新設管は赤、撤去管は黄色で表示すること。

小規模工事協議書 (他企業打合せ)

〈区 道〉

申請図面 カラー普通紙 7部

(平面図、断面図、道路構造図、案内図) 新設管は赤、撤去管は黄色で表示すること。

小規模工事協議書 (他企業打合せ先・協議者・工期を必ず記入する。)

②しゅん工に必要な書類

〈都 道〉

工事写真

路面復旧面積図 5部 (面積、境石等) 記載

〈区 道〉

工事写真

路面復旧面積図 5部 (面積、境石等) 記載

③占用手続き料

1件につき 12,000円

④監督事務費

〈都 道〉

本復旧の施工有・無にかかわらず、監督事務費がかかります。

〈練馬・杉並区道〉

本復旧の施工有・無にかかわらず、監督事務費がかかります。

☆注 意

工事写真等に不備があると、施工のやり直しになる場合があります。
十分注意してください。

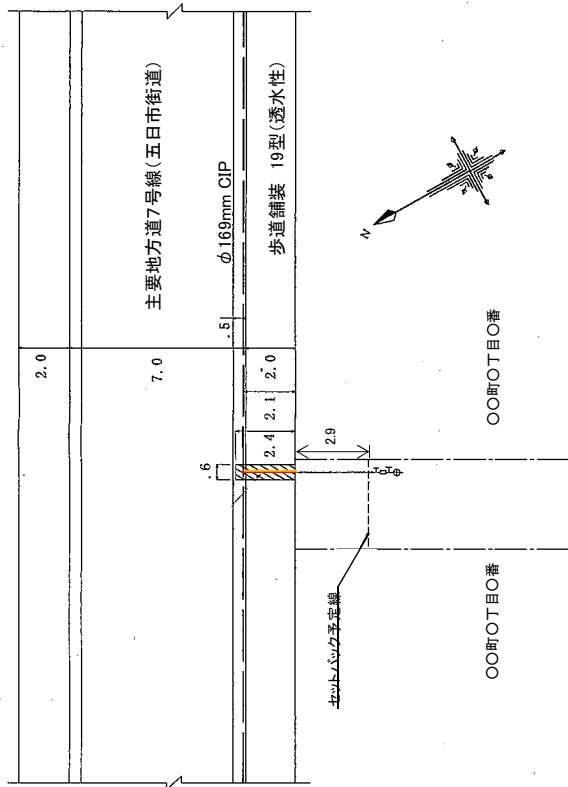
小規模工事協議調書

協議日 平成 年 月 日
武蔵野市水道部

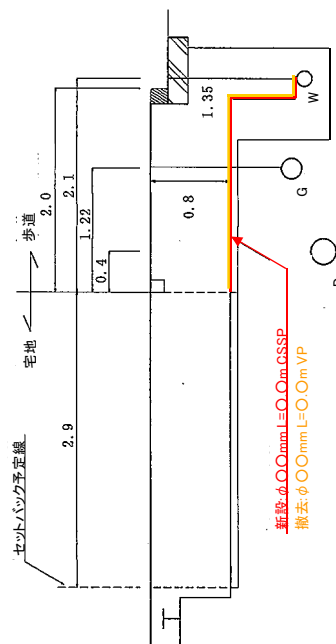
工事箇所	東京都武蔵野市 丁目 番 号先					
申請者						
路線番号	号線 ()					
企業名	東京電力	N T T	東京ガス	下水道	水道	建築
協議者 及び 連絡先	武蔵野支社	西東京支店	西部導管	市下水道課	工務課給水係	
	TEL					
	FAX					
工事規模	歩道					
	車道					
工程予定表		月	月	月	月	
	東京電力					
	N T T					
	東京ガス					
	下水道					
	水道					
建築						
備考						

サンプル図

平面図

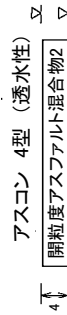


断面図

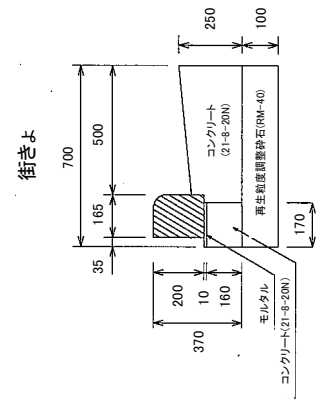
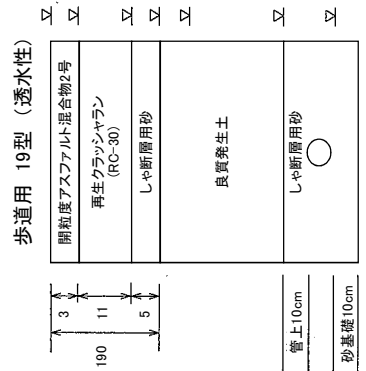


路面復旧図

本復旧構造図



仮復旧構造図



マッピング図（水道管理図修正用）の作成方法

給水装置の新設、改造、撤去工事等を施工した場合のマッピング図修正用資料は、次により作成する。

（１）作成図面

給水装置工事申請時に市の担当者から渡されるマッピング図の写しを使用する。

（２）記載事項

- ① 建物の輪かく・土地の区画割り
変更のない場合は記入不要。
- ② 住所・水道番号
施工箇所の住所を記入する。新設工事の場合は、水道番号を記入する。
なお、改造工事等で水道番号に変更がない場合は記入不要。
- ③ 所有者又はビル名等
名義の変更のない場合は記入不要。
- ④ 取り出し管
改造工事等で、取り出し位置の変更が1 m未満の場合は記入不要。ただし、取り出し管の口径又はメータ口径、止水栓を変更した場合は、変更内容を記入。
- ⑤ メータ、増圧給水設備及び貯水タンク
改造工事等で、設置位置の変更がない場合は記入不要。
- ⑥ 丙止水栓
メータ直近の止水栓（丙止水栓）については記入不要。
- ⑦ 口径、管種の表示
メータ・管口径及び管種を製図記号直近に記入する。

（３）製図記号等

図面には、表1の製図記号を用いて平面図で表す。

（４）縮 尺

1/250で記入する。

（５）図示範囲等

- ① 新規に記入するものは、鉛筆等により図示する。
- ② 配水小管、又は他の給水管からの取り出し部分から家屋に入る部分まで図示する。
なお、増圧給水設備又は貯水タンクを設置する場合は、設置位置等を明確にする。

（６）色 分 け








新規に記入するものと抹消するものとを区別するため、次のとおり色分けする。

- ① 新設・改造 給水管 赤色（建物の輪かく、水道番号等を記入する場合も含む。）
- ② 撤去 給水管 緑色（建物の輪かく、水道番号等を抹消する場合も含む。）

（７）作成部数及び提出

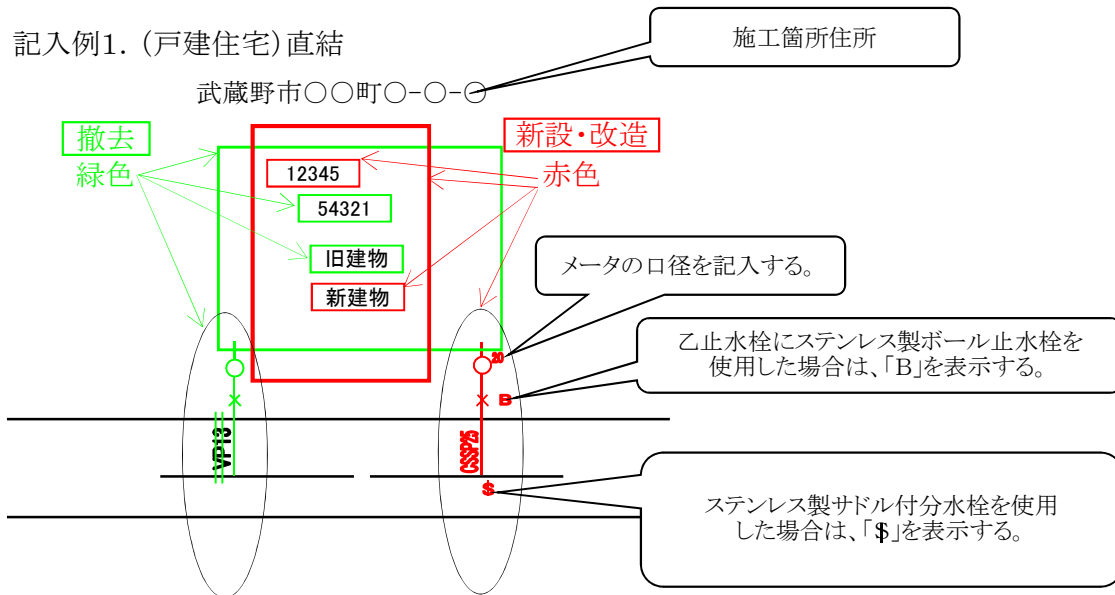
1部作成し、給水装置工事完了・検査申込時に提出。

表1 製図記号

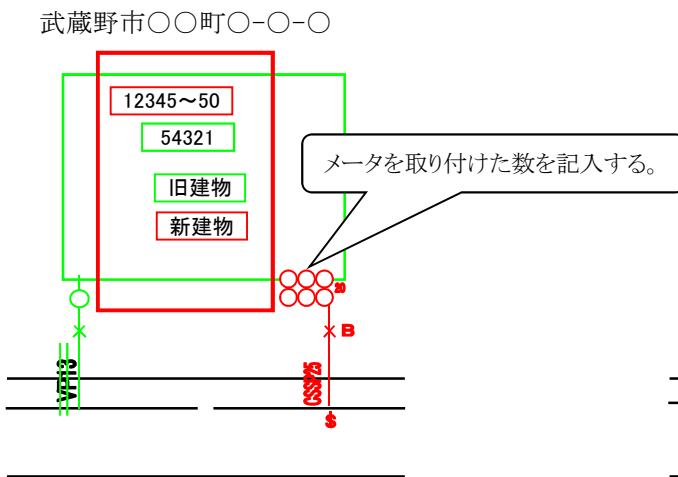
新設給水管		赤色
メーター		口径を記入すること。
止水栓(乙止水栓)		乙止水栓(青銅製)
		ステンレス製ボール止水栓
		砲金製仕切弁(青銅製)
ステンレス波状管	CSSP(口径)	道路部分に表示
ビニール管	VP(口径)	道路部分に表示
鑄鉄管	DIP. NS(口径)	道路部分に表示
ステンレス製サドル付分水栓表示	\$	分岐部に表示
増圧給水設備		
貯水槽		容量を記入すること。

(8) 施工図の施工例

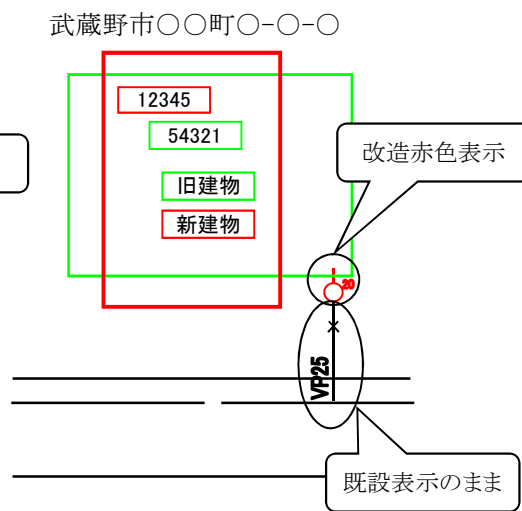
記入例1. (戸建住宅)直結



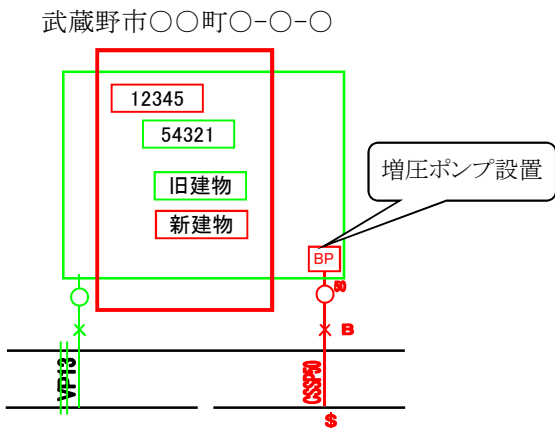
記入例2. 直結(共同住宅)



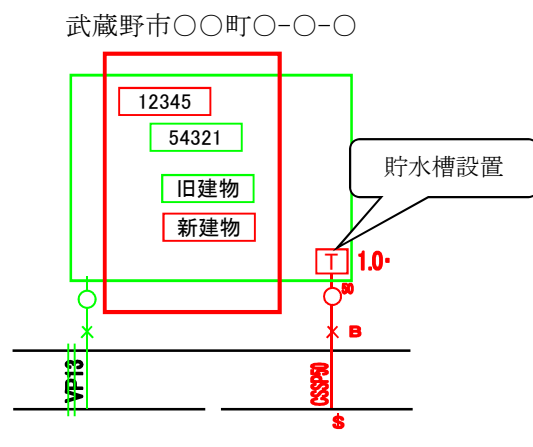
記入例3. 改造(給水管既設使用)



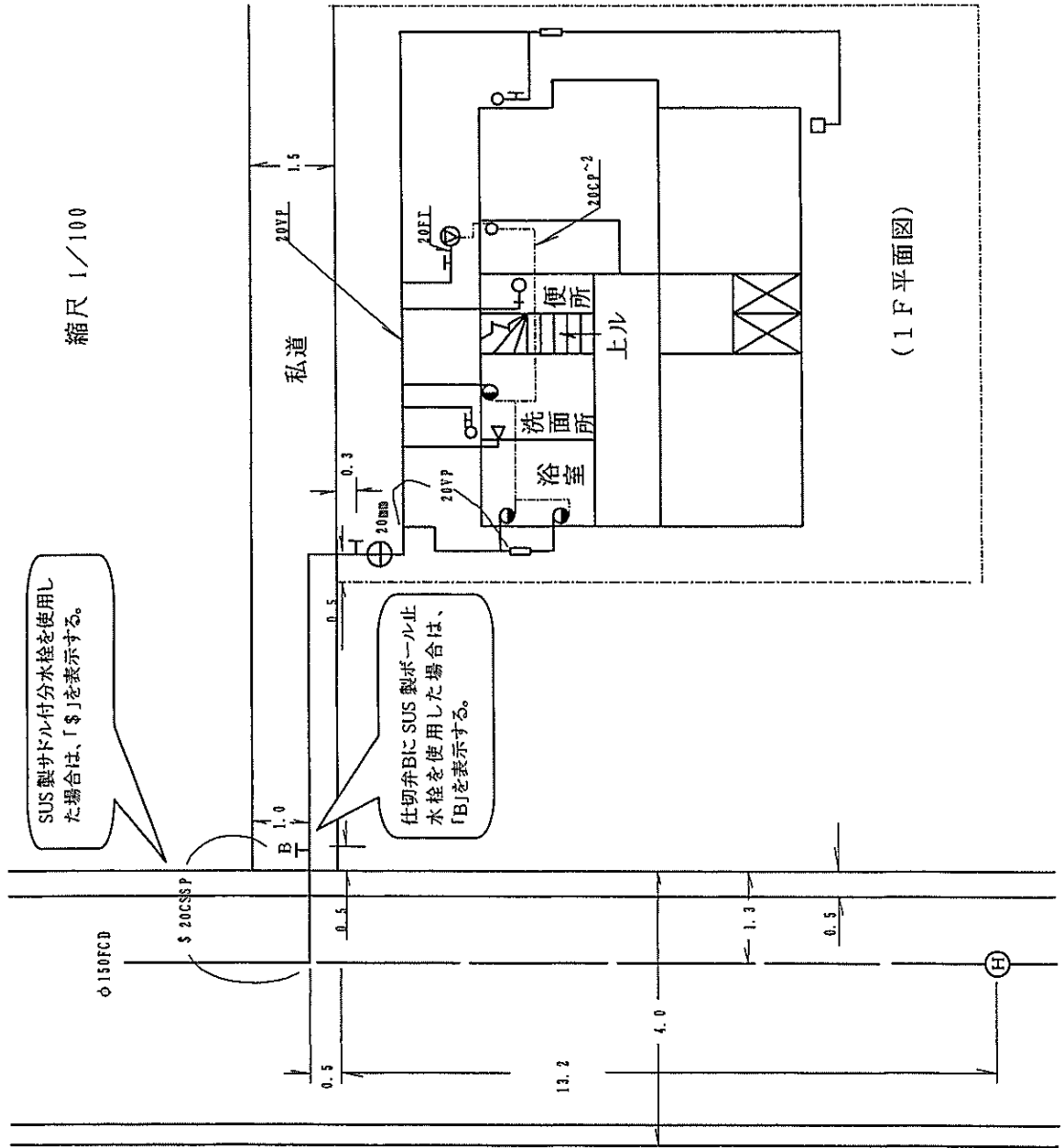
記入例4. 増圧直結給水



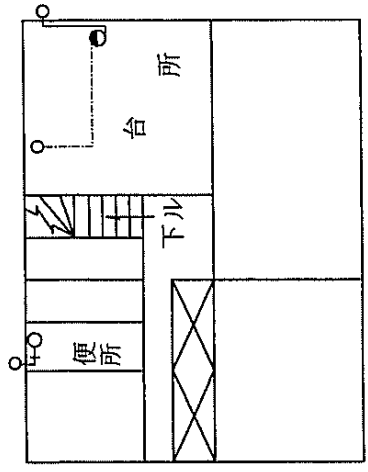
記入例5. 貯水槽



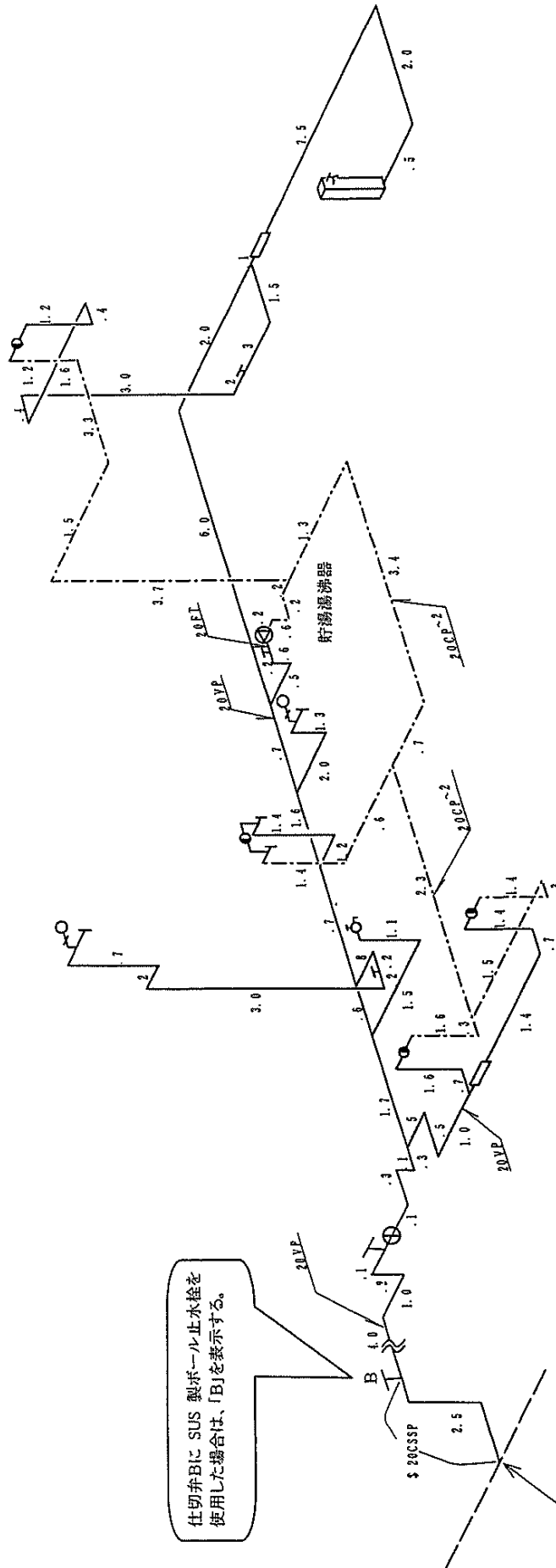
設計図及び完成図の標準図（小口径、平面図）



凡 例			
表示省略	給水管	13	管 種 VP
管 種	給湯管	13	管 種 CP-2



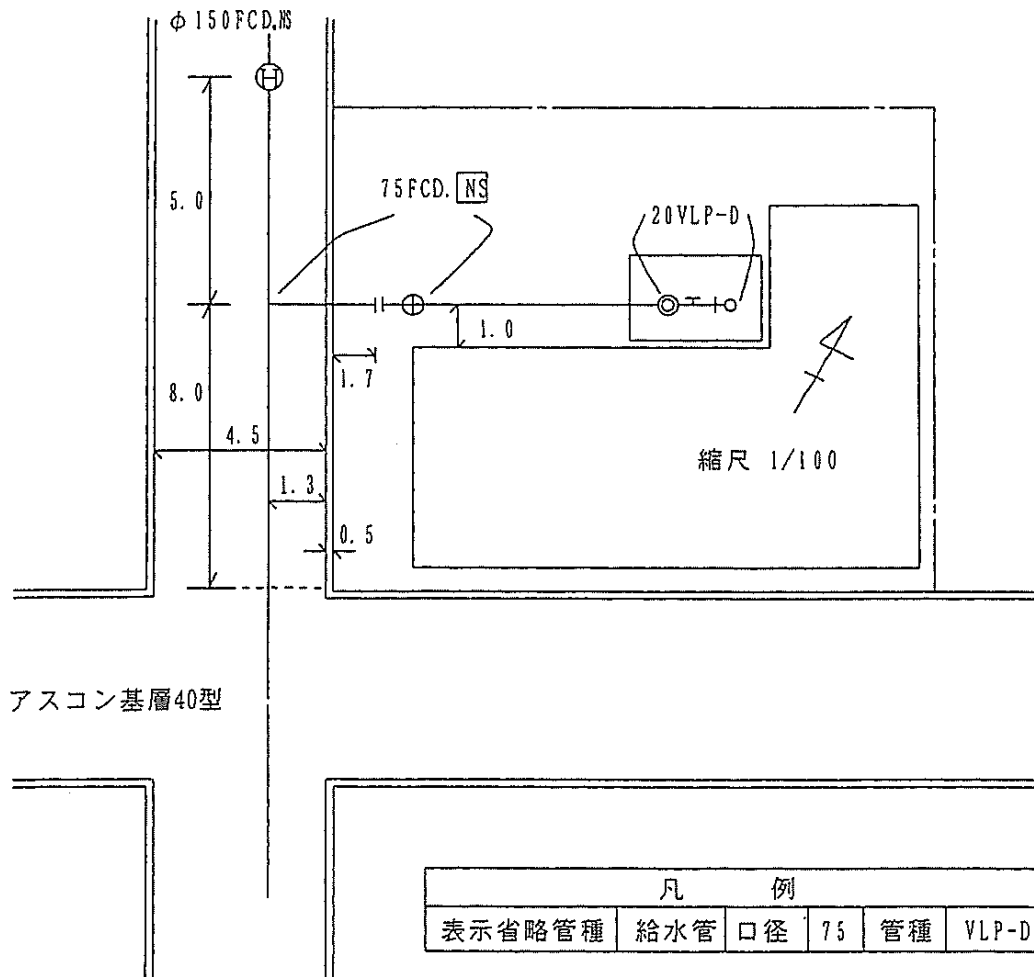
凡 例			
表示省略	給水管	口径	管種
管種	給湯管	口径	管種
		13	VP
		13	CP~2



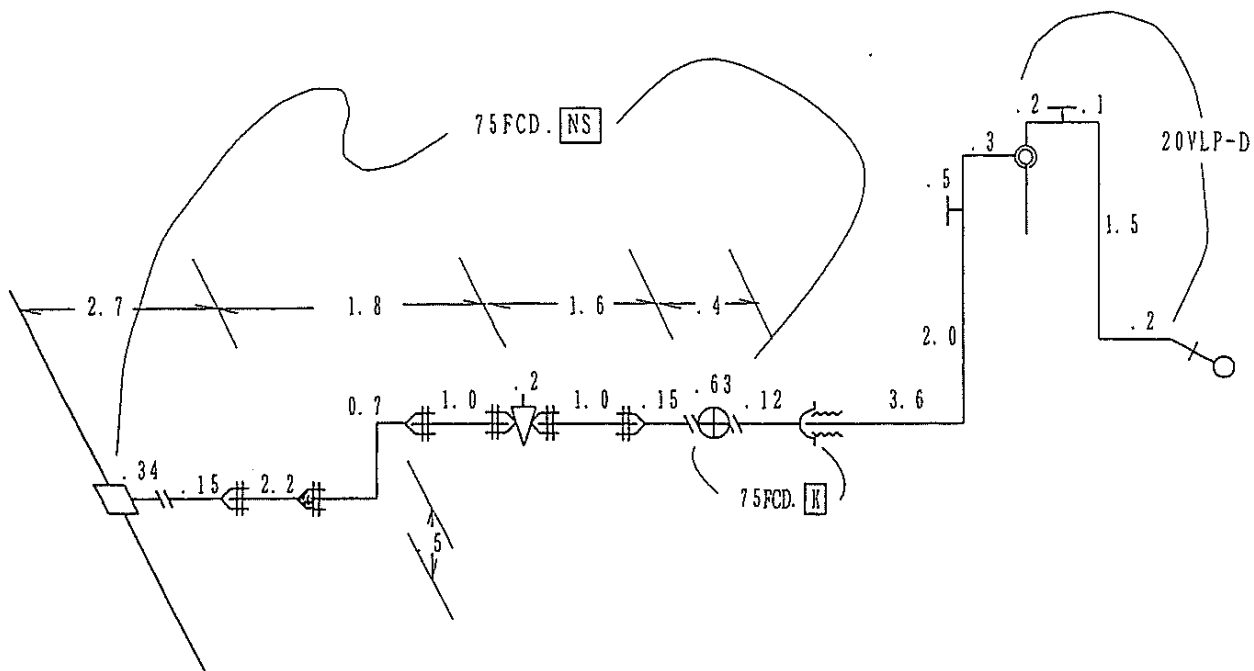
設計図及び完成図の標準図 (小口径、立面図)

設計図及び完成図の標準図（大口径、平面図）

給水装置新設完成図	
水道所在	
水道番号	
指定給水装置 工事業者	
完成年月日	



設計図及び完成図の標準図（大口徑、立面図）

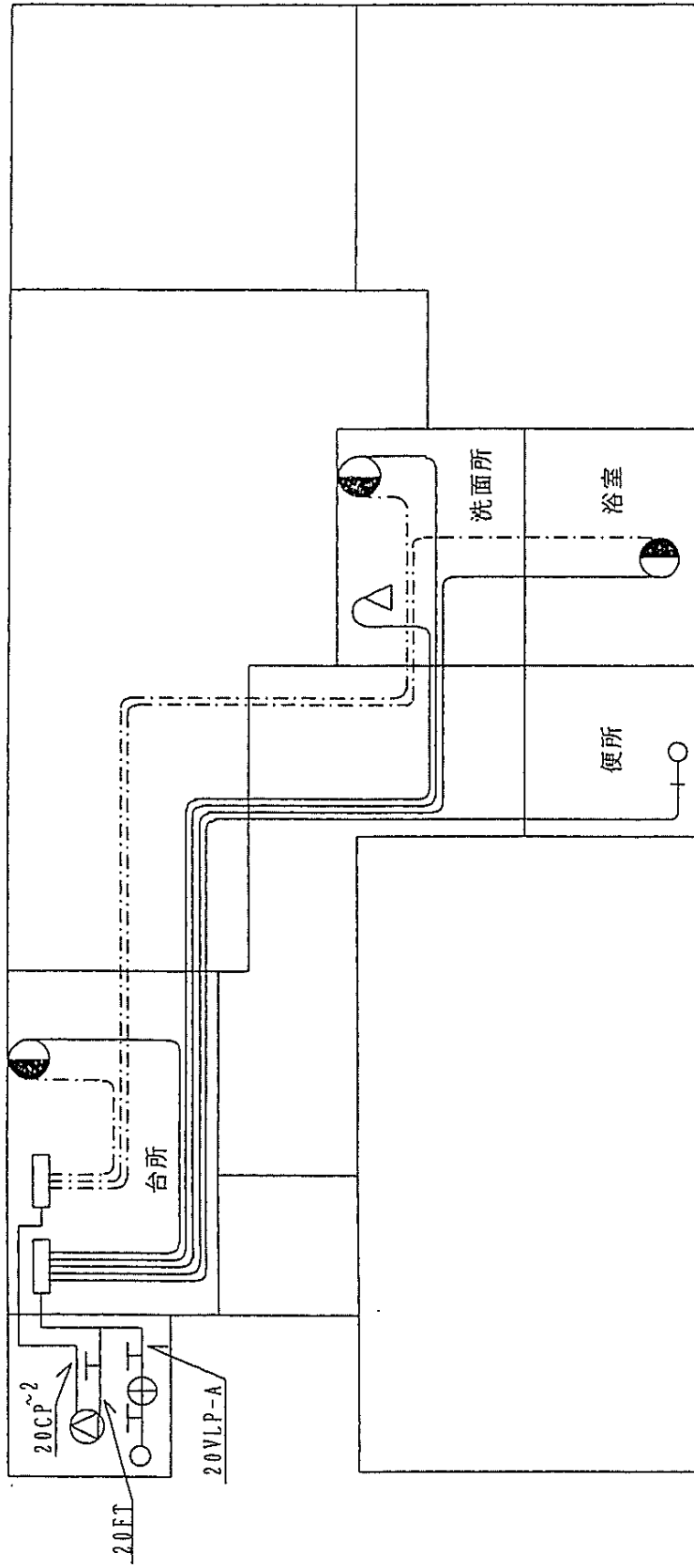


凡		例	
表示省略管種	給水管	口径	75
		管種	VLP-D

サヤ管ヘッター工法表示例

(平面図)

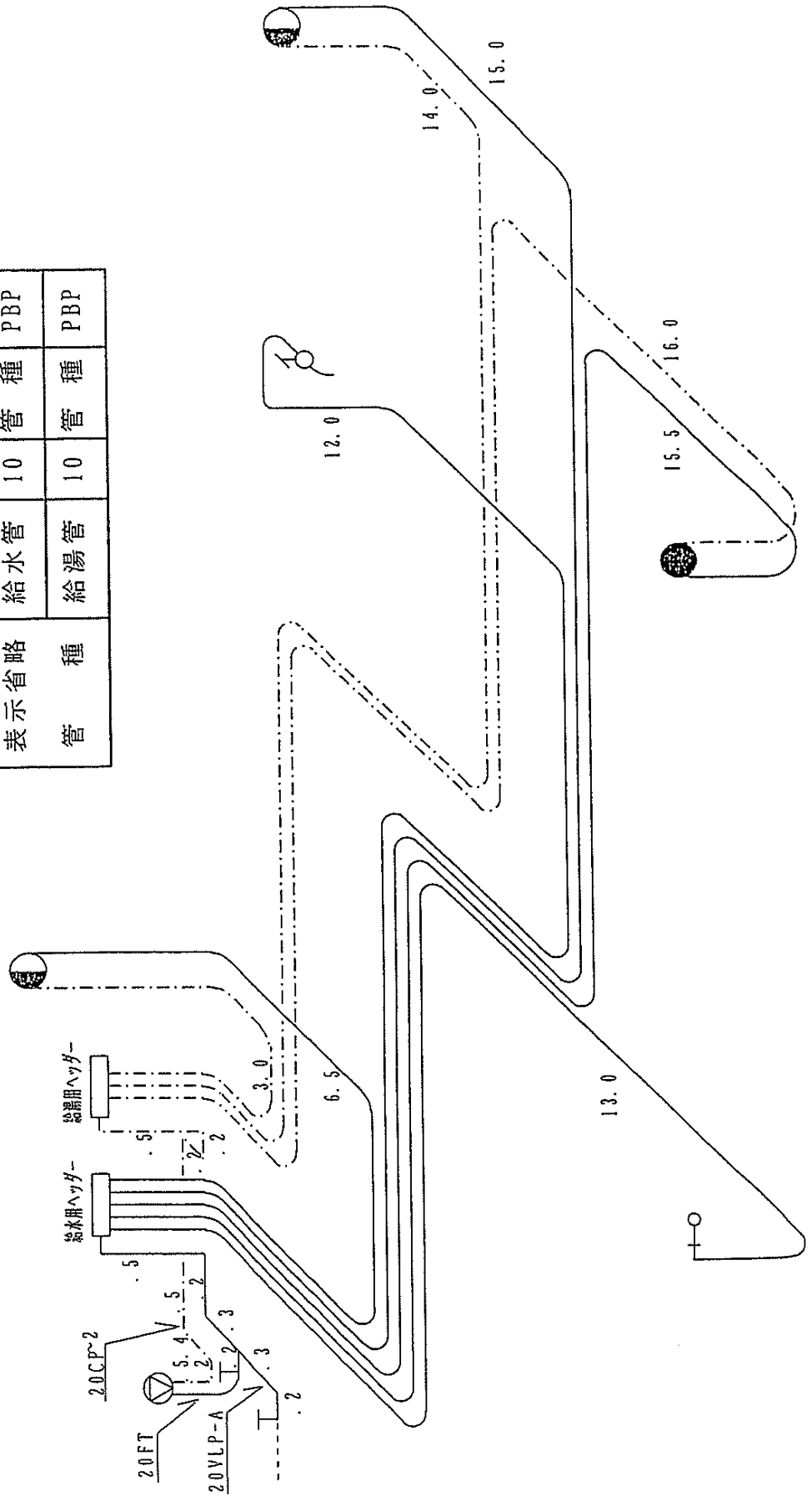
凡 例		
表示省略	給水管	PBP
管 種	給湯管	PBP



サヤ管ヘッダー工法表示例

(立面図)

凡 例			
表示省略	給水管	10	管種 PBP
管種	給湯管	10	管種 PBP



給水装置工事様式一覧

武蔵野市水道部工務課給水係

番号	書類の名称	押印変更	相手名称
*1	給水装置工事施工承認申込書	維持	申込者の住所、氏名、印及び指定給水工事事業者（委任代理人）の氏名、印
*2	指定給水装置工事事業者設計審査申込書	維持	施工主の住所、氏名及び指定給水工事事業者の名称、社印、主任技術者の氏名、印
3	給水装置所有者名義変更届	印なし	
4	設計変更・工事申込取消届	印なし	
5	未届給水装置の使用申請書	印なし	
6	代理人・管理人選定届（変更届）	印なし	
7	完了届兼工事検査申込書	維持	申込者（指定給水工事事業者）の住所、氏名、印
8	指定給水装置工事事業者分岐申込書	印なし	
9	貯水槽水道施設設置届	印なし	
10	貯水槽以下装置メータ設置条件承諾書	印なし	
11	貯水槽水道施設変更（廃止）届	印なし	
12	増圧給水設備設置承認申請書	印なし	
13	増圧給水設備設置条件承諾書	印なし	
14	給水補助加圧装置設置申請書	印なし	
15	活水器等設置申請書	印なし	
16	道路占用手続委任状	維持	申請者の住所、氏名、印
17	給水管の布設について	維持	申請者の住所、氏名、印
18	武蔵野市 町丁目番地先に係る給水管の無償譲渡について	維持	申請者の住所、氏名、印
19	私道内配水管布設承諾書	維持	土地所有者の住所、氏名、印及び土地借地権者の住所、氏名、印
20	固定資産寄付申請書	維持	申請者の住所、氏名、印
21	三階までの直圧直結給水条件承諾書	印なし	
22	給水装置更生工事施工条件承諾書	印なし	
23	給水管更生工事施工状況報告書	印なし	
24	住宅用スプリンクラー設置条件承諾書	印なし	
25	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書	印なし	
26	給水管（取付・撤去）工事 主任技術者チェック表	印なし	
27	給水装置工事自主検査表	印なし	
28	給水装置工事竣工図面	印なし	
29	委任状（内部図面閲覧用）	維持	代理人の住所、氏名、印及び本人の住所、氏名、印（法人の場合は名称及び代表職の氏名）
30	複写の交付申請書兼閲覧申請書	印なし	
31	直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下・メータ設置表	印なし	

*は水道部支給

給水装置工事施工承認申込書 (新設・全改・改造・撤去)

受付日 平成 年 月 日
水道番号 第 号

武蔵野市長 殿 収受番号

〈申込者の誓約事項〉

1. 設置した給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、自己の負担により撤去します。
なお、撤去費用の負担者を明確にするため、登記上の表示をお知らせしておきます。
2. この工事に関する利害関係人の同意は、すでに申込者が得ていますが、万一利害関係人その他の者からの異議があつても、すべて申込者の責任において解決します。

案内図

工事場所	武蔵野市				
申込者	町	丁目	番	号	号
住所 (フリガナ) 氏名		丁目	番	号	
不動産登記簿上の表示 (フリガナ)	家屋番号				
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	電話番号 ()				
幹線水道番号	使用者	部屋番号	集合住宅名		
メーター口径 新φ mm 旧φ mm	メーター番号		その他		
係	主任	技能長	主査	係長	課長補佐 課長
竣工検査			年 月 日		

指定給水装置工事事業者設計審査申込書 (新設・全改・改造・撤去)

武蔵野市長 殿

給水条例第6条第2項に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

指定給水装置工事事業者工事調書

受付	平成	年	月	日	収受番号	第	号	水道番号	第	号	
工事場所	武蔵野市 町 丁目 番 号							幹 栓			
施 工 主 (住所・氏名)					指定給水装置 工 事 事 業 者	⑩ 電話番号 ()					
給 水 装 置 主 任 技 術 者	⑩				番 号						
事業所番号	号				メーター取付						
設 計 審 査	年	月	日	口 径 φ mm							
完 工	年	月	日	メーター番号							
完成図提出	年	月	日	有効期限 平成 年 月							
工事検査申込	年	月	日	取付年月日 平成 年 月 日							
工 事 検 査	年	月	日	施工閉栓扱い							
受水タンク 有 ・ 無				受水タンク調査表の提出 年 月 日 番号							
他 企 業 関 連 工 事				摘 要					承 認 印		
企 業 名	工 事	連 絡 先 ・ 担 当		確認番号							
	予 定	電 話 番 号									
ガ	有・無			/ 工 事 検 査 料 納 入 済							
ス	月 日頃										
電	有・無			完 結					設 計 審 査 手 数 料		
気	月 日頃								¥		
電	有・無			占 用 申 請 手 続 料					/ ¥		
話	月 日頃								¥		
下	有・無			監 督 事 務 費					/ ¥		
水	月 日頃								¥		
道	有・無										
そ	月 日頃										
の	有・無										
他	月 日頃										

⑩ 指定給水装置工事事業者は完成装置引渡しの際、完成図を施工主に提出すること。

係	主 任	技能長	主 査	係 長	課長補佐	課 長

給水装置所有者名義変更届

武蔵野市長殿

届出 年 月 日

水道所在地		水道番号
武蔵野市	町 丁目 番 号	第 号
新所有者	住所 (電話 局 番)	フリガナ
		氏名
旧所有者	住所	氏名
変更する理由		指定給水装置工事事業者

- 註 1. この変更届は、給水装置（水道の施設）の所有権の変更で、使用者の変更ではありません。
2. 旧所有者が所在不明、その他の理由で指名押印が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証明する書類（家屋登記抄本など）を呈示してください。
3. 後日利害関係人その他の者から異議が生じても当市はその責任を負いません。

係	主任	主査	係長	課長
---	----	----	----	----

設 計 変 更 届
工 事 申 込 取 消

武蔵野市長 殿

年 月 日

工 事 場 所	武蔵野市 町 丁目 番 号	水道番号	号
申 込 人 住 所	市 町 丁目 番 号	氏 名	
工 事 申 込	年 月 日 第 号		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者			
理 由			
収 受	号 係	主 任	係 長 課 長

未届給水装置の使用申請書

武蔵野市長殿

年 月 日	申請者住所
	町 丁目 番 号
家屋所在地	申請者氏名
町 丁目 番 号	

上記家屋は一部給水装置届出のない部分がありますが、今回、この装置を既設管として承認いただきたく申請します。

なお、この未届給水装置部分については、以下のことを確約します。

- ① 水を生じた場合ただちに指定とおり施工すること。
- ② 工事費、手数料並びに漏水に伴う料金の納入その他に異議は申し出ないこと。

係	主任	係長	課長
---	----	----	----

代理人・管理人選定届（変更届）

武蔵野市長 殿

届出 年 月 日

水道所在地 武蔵野市	町 丁目 番 号	水道番号 第 号
(新)代理人 管理人	住所 (電話 局 番) フリガナ	氏名
(旧)代理人 管理人	住所	氏名
変更日 年 月 日	備考	

- 註 1. 給水装置（水道の施設）の代理人又は管理人のど ちらかにをしてください。
 2. 新規の代理人又は管理人を選定する場合は、(旧) 代理人・管理人欄の記入は必要ありません。

係	主任	係長	課長
---	----	----	----

完了届 兼 工事検査申込書 (新設・全改・改造・撤去)

申 込 日 年 月 日 No.

		水道番号	(件分)	
武蔵野市長 殿				
給水条例第6条第2項にもとづき、関係書類を添えて申込みます。				
工事場所	武蔵野市 町 丁目 番 号			
アパート・マンション名				
申 込 者 (指定給水装置 工事事業者)	住所		氏名 印	
	担当者			TEL ()
施 工 主	住所		氏名 TEL	
完了年月日	年	月	日	タンク以下 有・無
検 査 希 望 日	第1希望日 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
	第2希望日 年 月 日 () 午前・午後 時 分			
検 査 実 施 日	年	月	日	事業者への連絡

工事検査手数料

円

確認印	検査員

係	主任	係長	課長

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

所有者

電話番号 ()

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

貯水槽水道施設設置届

貯水槽水道を設置したので、下記の通り届け出ます。

記

收受番号				水栓番号			
名称		通称 ()					
所在地		武蔵野市 町 丁目		番 号			
管理形態	自主管理	担当者		電話番号		常駐・非常駐	
	委託管理	委託先住所 氏名		電話番号		常駐・非常駐	
建物概要	主たる用途	共同住宅 () 戸・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院 旅館・ホテル・その他 ()					
	しゅん工年月	年 月		階数	地上 階・地下 階		
設備概要	貯水槽	設置場所	屋内・屋外	床置き式・地下式		槽数 槽	
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・その他 ()		
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	槽数		槽・無	
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・その他 ()		
	原水種別	水道水・井戸水・その他 ()			水道直結栓	有・無	
配管材質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩ビライニング鋼管・ビニル管・その他 ()						
備考							

年 月 日

係	主任	係長	課長

貯水槽以下装置メータ設置条件承諾書

武蔵野市長 殿

貯水槽以下装置 メータ設置承認申請者	町 丁目 番 号 氏名
貯水槽以下装置 所 有 者	町 丁目 番 号 氏名
給水装置所有者	町 丁目 番 号 氏名
貯水槽以下装置 所 在 地 ビル・マンション名	町 丁目 番 号
給水装置の水道番号	第 号
貯水槽以下装置 の 水 道 番 号	
管 理 人	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
管 理 人 変更届出年月日 年 月 日	町 丁目 番 号 氏名 電話番号

※管理人の変更があった場合は、下段を使用する。

貯水槽以下装置にメータを設置するにあたり、次（裏面）の条件を承諾いたします。

1. メータの設置承認申請を行った貯水槽以下装置に（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、いっさい所有者又は使用者が負うとともに、必要のつど、定期又は随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、又は漏れることの無いよう努めます。

なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により市に与えた損害は、所有者又は使用者が負担します。

2. この装置は次の条件に適合する構造とします。

- 1) 給水形態

自然流下給水構造又はポンプ直送給水構造のものであり、かつ、井戸水、その他の水が混合しないものであること。

- 2) 配管構造

- ① 停滞空気の発生しない構造であること。

- ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための措置が講じられていること。

- ③ ポンプの過熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排水は、受水タンクへ還流する構造となっていること。

- ④ 各戸のメータ取り付け位置における最大圧力（静水圧）は原則として、0.39Mpa（4 kg f/c m²）以下であること。

- ⑤ メータに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止弁を設置していること。なお、ポンプ直送給水構造のものについては、下流側は逆止弁とすること。

- ⑥ メータとの接続及びメータ廻りの配管には、市が規定した材料を使用すること。

- 3) メータ設置環境

- ① メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取付けられている構造であること。

- ② メータの設置、検針及び取替え作業が容易に行えるものであること。

- ③ メータの取り外し時のもどり水などによる被害を防止するための防水処理及び排水処理がなされた構造であること。

3. この装置に対し、市がメータの管理上必要があると認めるときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。

4. この装置の設置工事は、武蔵野市指定給水装置工事事業者に施行させます。

5. 上記事項の条件について、取扱上なお必要な事項については、武蔵野市給水条例及び同施行規程の例にならって施行します。

6. 上記各項の条件を使用者に周知させ、装置に起因する紛争などについては、当事者間で解決し、いっさい市には迷惑をかけません。

7. この装置の維持管理及び市に対する連絡などの事項を処理するために、給水条例第17条第1項に基づき管理人を選定し届出ます。また、給水条例第20条第2項第2号に基づき、届出内容に変更があったときも届出ます。

8. この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を届け出ます。

9. 貯水槽に設置したメータの使用水量が、戸別検針した合計使用水量を著しく超えた場合は、その超過水量の料金を所有者又は使用者が負担します。

10. オートロック式建物等の場合は、各戸のメータ検針、メータの取替え等、水道部の業務に支障なく行えるよう、入館方法を提示します。

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

水道番号

所有者住所

所有者氏名

電話番号 ()

貯水槽水道施設変更（廃止）届

下記の通り変更（廃止）したので届け出ます。

記

1. 施設 の 名称

2. 施設 の 所在地

電話番号 ()

3. 変 更 事 項

変更前（タンク位置{地上・地下・高架}、材質{コンクリ・FRP等}、及び容量）

変更後

建物（新築・既設）

給水方式（増圧・三直・直結・貯水槽）No. _____ 有効容量 _____ m³高架水槽（飲料用・消防用・その他・使用しない） 有効容量 _____ m³

4. 変更（廃止）年月日 年 月 日（完結日）

指定工事店名 _____

		年	月	日
係	主任	係長	課長	

増圧給水設備設置承認申請書

武蔵野市長殿

申請者 住所

氏名

電話

下記のとおり 75mm 増圧給水設備の設置による直結給水をしたいので、流量計算内訳書と案内図を添付して申請します。

記

1. 建物の名称

2. 設置場所 武蔵野市 丁目 番 号

【連絡先】

会社名・担当者

TEL

年 月 日

係	主任	係長	課長

増圧給水設備設置条件承諾書（新設・既設使用）

武蔵野市長 殿

給水装置の 設置場所	町	丁目	番	号
設置者（所有者） 住所 氏名	区 市 町	丁目 電話	番	号 ()
管理人 住所 氏名				
親メータの水道番号				
増圧給水設備以下の 給水装置の水道番号				

増圧直結給水方式による給水のため増圧給水設備を設置するに当たり、下記の条件を承諾いたします。
記

- 次のような特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧給水設備による給水についての苦情を水道部に一切申し立てません。
 - 1) 停電や故障により増圧給水設備が停止した時、又は制限給水時等により一時的な断水や、水圧低下に伴う出水不良が発生した時には、共用の直結給水栓を使用します。
 - 2) 増圧給水設備を設置した場合は、受水タンクのような貯留機能がないため、水道部の配水管工事等の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。
- 増圧給水設備の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに必要のつど随時に保守点検・修繕を行います。
- 増圧給水設備設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道部若しくはその他の使用物等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
- 増圧給水設備の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの設備が条件付きのものであることを熟知させ、水道部に届け出ます。
- 既設の受水タンク以下の装置を使用し、増圧給水設備を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決するとともに、水道部の指示に従い速やかに改善します。
- 増圧給水設備以下の給水装置に市のメータを設置した場合は、メータの管理及び計量に支障がないよう努めます。
- メータ交換時の断水防止措置のない場合に、計量法に基づくメータの交換及びメータ異常等による交換の際、水道部に協力し、断水することを承諾します。
- オートロック式建物の場合は、各戸のメータの検針、メータの取替え等、水道部の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。
- 上記各項の他、取扱い上なお必要な事柄については、給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。
- 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧給水設備に起因する紛争等については、当事者間解決し、水道部に一切迷惑をかけません。

加 N o

年 月 日

係	主任	係長	課長

給水補助加圧装置設置申請書

武蔵野市長 殿

申請者（所有者）

住 所

氏 名

設置場所所在地

給水補助加圧装置の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

記

1. 給水補助加圧装置の機能を適正に保つため、定期点検を行うとともに、必要のつど随時に修繕を行います。
2. 制限給水時等水圧低下に伴う出水不良が発生した時や、断水時等には、給水補助加圧装置の使用を一時的に中止します。
3. 給水補助加圧装置に起因して逆流が発生し、武蔵野市水道部または、他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
4. その他給水補助加圧装置に起因して問題が生じた場合は、申請者が責任をもって解決します。

係	主任	係長	課長

活水器等設置申請書

武蔵野市長 殿

申請者（所有者）
住 所
氏 名
設置場所の所在地
建物名称
活水器等の型式名

給水装置の主管部への活水器または浄水器等の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

記

- 1 水質責任について
武蔵野市水道部の水質責任範囲は活水器等の上流までとし、これより下流側は申請者（所有者）の責任で管理します。
- 2 維持管理について
給水条例第22条「水道使用者等の管理上の責任」の規定に基づき、活水器等の仕様に応じて適正な管理を行います。
- 3 利害関係人への周知
集合住宅等、申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておくものとします。
また、所有者等に変更が生じた場合は責任をもって引き継ぎを行います。
- 4 その他
活水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者が責任をもって解決します。

年 月 日

係	主任	係長	課長

道路占用手続委任状

東京都武蔵野市 丁目 番 号先給水装置工事の施工に伴う下記の事項を行うことを委任いたします。なお、東京都道路占用規則第 14 条 18 条に定める届出事項については、貴市にお届けします。また、下記事項の行使に伴う一切の費用は、指定のとおりお支払いします。

記

- 1 給水管の新設、改造及び撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除申請に関すること。
- 2 法令、条例により施行される道路工事等のため給水管の移設または撤去の必要とする工事を施工すること。

武蔵野市長 殿

住 所

氏 名

印

本委任を受諾します。

武蔵野市長

注) 東京都道路占用規則 (抄)

第 14 条 占用者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 占用者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき。
- (2) 占用者である法人が解散したとき。
- (3) 占用廃止しようとするとき (第 18 条の規定による申請書を提出する場合を除く。)

第 18 条 占用者は、法第 40 条の規定に基づき占用物件を除去し、道路を原状に回復しようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による道路占用物件除却工事施行承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、知事が占用物件の除却工事が、道路の構造に影響を与えないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 除去工事の場所及びその付近を表示した図面
- (2) 除去工事の実施方法に関する仕様書図面及び工程表
- (3) 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (4) その他知事が必要と認める書類及び図面

(開発用)

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

給水管の布設について

この度、下記施工場所において開発行為を行うにあたり、当会社で施工する給水管を無償譲渡を前提に布設したいので検討方よろしくお願ひします。

記

1. 施工場所 武蔵野市 町 丁目 番地先
2. 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 添付書類 実施計画書（案内図、材料確認調書、宅地配置図、給水管布設図等）

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

申請者

住 所

氏 名

㊞

武蔵野市 町 丁目 番地先に係る給水管の無償譲渡について

標記について、下記に布設した給水管を貴市へ無償譲渡しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 工事件名

2. 施工場所 武蔵野市 町 丁目 番地先

3. 工 期 年 月 日～ 年 月 日

4. 施 工 者

5. 添付書類

案内図、公図、配管日報、工事竣工図、工事写真、登記簿謄本、公道認定の告示書、
開発許可証等

私道内配水管布設承諾書

配水管布設場所

武蔵野市 町 丁目 地番 枝番 地目
—

上記私道内に貴市配水管を布設することについて、下記の条件により承諾します。

記

1. 配水管の布設期間 配水管から給水を継続している期間とします。
2. 土地の使用料 無償とします。
3. 私道の用途変更 事前に武蔵野市水道部担当課と協議します。
4. 配水管の維持管理等 武蔵野市水道部担当課が管理すること。このため必要に応じて、当該配水管の漏水修理工事、取替え工事及び不要となった場合の撤去工事等を行うこと。
なお、これらの工事等にかかる費用は、武蔵野市水道部担当課の負担とすること。
5. 承諾の継承 土地の所有者、借地権者に変更があった場合は、この承諾を継承する。

【連絡先】

武蔵野市水道部工務課
〈0422-52-0735

武蔵野市長 殿

年 月 日

土地の所有者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊟

土地の借地権者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊟

私道内配水管布設承諾書

配水管布設場所

武蔵野市 町 丁目 地番 枝番 地目
-

上記私道内に貴市配水管を布設することについて、下記の条件により承諾します。

記

1. 配水管の布設期間 配水管から給水を継続している期間とします。
2. 土地の使用料 無償とします。
3. 私道の用途変更 事前に武蔵野市水道部担当課と協議します。
4. 配水管の維持管理等 武蔵野市水道部担当課が管理すること。このため必要に応じて、当該配水管の漏水修理工事、取替え工事及び不要となった場合の撤去工事等を行うこと。
なお、これらの工事等にかかる費用は、武蔵野市水道部担当課の負担とすること。
5. 承諾の継承 土地の所有者、借地権者に変更があった場合は、この承諾を継承する。

【連絡先】

武蔵野市水道部工務課
<0422-52-0735

武蔵野市長 殿

年 月 日

土地の所有者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊞

土地の借地権者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊞

(個人用)

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

申請者

住 所

氏 名

㊞

給水管の布設について

この度、下記施工場所において給水管布設を行うにあたり、無償譲渡を前提に布設したいので検討方よろしくお願ひします。

記

1. 施工場所 武蔵野市 町 丁目 番地先
2. 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 添付書類 実施計画書 (案内図、材料確認調書、宅地配置図、給水管布設図等)

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

申請者

住 所

氏 名

㊞

武蔵野市 町 丁目 番地先に係る給水管の無償譲渡について

標記について、下記に布設した給水管を貴市へ無償譲渡しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 工事件名

2. 施工場所 武蔵野市 町 丁目 番地先

3. 工 期 年 月 日～ 年 月 日

4. 施 工 者

5. 添付書類

案内図、公図、配管日報、工事竣工図、工事写真、登記簿謄本、公道認定の告示書、
開発許可証等

私道内配水管布設承諾書

配水管布設場所

武蔵野市 町 丁目 地番 枝番 地目
—

上記私道内に貴市配水管を布設することについて、下記の条件により承諾します。

記

1. 配水管の布設期間 配水管から給水を継続している期間とします。
2. 土地の使用料 無償とします。
3. 私道の用途変更 事前に武蔵野市水道部担当課と協議します。
4. 配水管の維持管理等 武蔵野市水道部担当課が管理すること。このため必要に応じて、当該配水管の漏水修理工事、取替え工事及び不要となった場合の撤去工事等を行うこと。
なお、これらの工事等にかかる費用は、武蔵野市水道部担当課の負担とすること。
5. 承諾の継承 土地の所有者、借地権者に変更があった場合は、この承諾を継承する。

【連絡先】

武蔵野市水道部工務課
0422-52-0735

武蔵野市長 殿

年 月 日

土地の所有者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊟

土地の借地権者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊟

私道内配水管布設承諾書

配水管布設場所

武蔵野市 町 丁目 地番 枝番 地目
—

上記私道内に貴市配水管を布設することについて、下記の条件により承諾します。

記

1. 配水管の布設期間 配水管から給水を継続している期間とします。
2. 土地の使用料 無償とします。
3. 私道の用途変更 事前に武蔵野市水道部担当課と協議します。
4. 配水管の維持管理等 武蔵野市水道部担当課が管理すること。このため必要に応じて、当該配水管の漏水修理工事、取替え工事及び不要となった場合の撤去工事等を行うこと。
なお、これらの工事等にかかる費用は、武蔵野市水道部担当課の負担とすること。
5. 承諾の継承 土地の所有者、借地権者に変更があった場合は、この承諾を継承する。

【連絡先】

武蔵野市水道部工務課
0422-52-0735

武蔵野市長 殿

年 月 日

土地の所有者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊞

土地の借地権者

地番 武蔵野市 町 丁目 番 号

住所

氏名 ㊞

年 月 日

係	主任	係長	課長

武蔵野市長 殿

申請者

住所

氏名

印

固定資産寄付申請書

このことについて、下記のとおり水道管布設が完了いたしましたので申請いたします。

記

1. 工事完了日 年 月 日

2. 工事箇所 武蔵野市 町 丁目 番 号先より

町 丁目 番 号先まで

3. 寄付物件

口径φ mm 管 L= . m

口径φ mm 管 L= . m

口径φ mm 仕切弁 基

口径φ mm 排水設備 基

年 月 日

係	主任	係長	課長

三階までの直圧直結給水条件承諾書

武蔵野市長 殿

水道番号	
三階直結給水装置の設置場所	武蔵野市 町 丁目 番 号
所有者住所 氏名	武蔵野市 町 丁目 番 号 ☎

建物名称	
工事種別	新築 既設
建物内容	住居専用建物 (戸) 住宅用 (戸) 店舗等併用住宅 店舗用 (戸)
取出し口径	配水管 mm 給水管 mm
幹栓のメータ口径	mm

三階までの直圧直結給水を行うにあたり、下記の条件を承諾します。

記

- 制限給水時、事故時、水道施設の工事時により、三階部分で一時的な断水や出水不良が発生した場合には、一階部または二階部の給水栓を使用します。
なお、必要があれば自費でポンプ等の補助設備を設置します。
- 三階部の部屋を賃貸する場合には、本給水装置は条件付であることを賃借人に熟知させます。
- 本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より水道部へ給水装置所有者名義変更届及び承諾書を提出させます。
- 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切替える場合
既設の給水配管形状を変更せず、受水タンク及び高置タンクを撤去または受水タンクのみを撤去し高置タンクまで直圧直結給水に切替えを行い、上述「1」の事由等で、出水不良が発生した場合の異議・申し立てを水道部に一切いたしません。また、切替えに起因する紛争等については所有者の責任により解決します。
- オートロック式建物等の場合は、各戸のメータの検針、メータの取替え等、水道部の業務に支障なく行えるよう、入館方法を提示します。

年 月 日

係	主任	係長	課長

給水装置更生工事施行条件承諾書

武蔵野市長 殿

所在地（工事場所）	武蔵野市 町 丁目 番 号
建物名	
給水装置（親メータ） のお客様番号	
子メータのお客様番号 （設置されている場合）	～ (件)
工事申請者	
工事施工者 （市指定給水装置工事事業者）	

給水装置の更生工事を実施するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1 使用者への周知

工事期間中は仮設給水設備による給水となることを使用者等に周知するとともに、仮設給水設備に起因する出水不良等の問題が発生した場合は、工事申請者と工事施行者の責任において解決し、給水についての異議・申し立てを市水道部に一切しません。

2 損害の補償

本工事に起因する漏水や水質に関する事故等が発生した場合は、工事申請者と工事施行者の責任において解決することとし、市水道部若しくは、その他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

3 構造及び材質基準の適合確認

更生工事後の配管が基準に適合しない場合は、再施工又は新設配管に取替える等の対応をします。

年 月 日

給水管更生工事施工状況報告書

工事場所	武蔵野市 町 丁目 番 号
建物名称	建物規模 (階建)
給水方式	直圧直結給水 増圧直結給水 受水タンク以下
親メータのお客さま番号	
子メータのお客さま番号	~ 計 件
子メータ以降の 給水管更生工事	有 無
指定給水装置工事事業者名	指定番号 ()

更生工事の工法名	
使用塗料名	
更生工事の施行業者名	
更生工事の施行期間	年 月 日 ~ 年 月 日

申請受付年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

年 月 日

係	主任	係長	課長

住宅用スプリンクラー設置条件承諾書

武蔵野市長 殿

水道番号	
住宅用スプリンクラー 設備がある装置の場所	武蔵野市 丁目 番 号
設置者（所有者） の住所・氏名	区 市 丁目 番 号 町 電話

住宅用スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

- 1 災害・その他正当な理由（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下等により、住宅用スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、武蔵野市水道部が一切責任を負わないことを認めます。
- 2 住宅用スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても武蔵野市水道部が一切責任を負わないことを認めます。
- 3 住宅用スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 4 本設備の設置者(所有者)を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、変更後の設置者(所有者)より武蔵野市水道部へ届け出ます。

係	主任	主査	係長	課長

年 月 日

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書

武蔵野市長 殿

設 置 場 所	武蔵野市 マンション名等	丁 目	番 号
所 有 者	市 区 町	丁 目	番 号
	所有者名 連絡先		
管 理 責 任 者 (管理会社など)	市 区 町	丁 目	番 号
	管理会社名 責任者名 連絡先		

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓の設置に当たって、下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

- ① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ④ 武蔵野市給水条例第41条に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。
- ⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。
- ⑦ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

給水装置工事自主検査表

自主検査日	年 月 日 ()	水栓番号	
完了届日	年 月 日 ()	工事申込者 (施工主)	
施工場所	武蔵野市 町 丁目		
自主検査項目			
耐圧検査	(新設) 第一止水栓より下流側の装置	1. 75Mpa 2分間以上	チェック
	(改造) 第一止水栓より下流側の装置	0. 75Mpa 2分間以上	
水質	残留塩素の測定	0. 1mg/l以上	
	色・にごり・におい・味		
現地と 図面 確認	管の延長		
	管の埋設深度		
	管の口径		
	管の種類		
	逆流防止器具の設置状況		
	吐水口空間の確保及び器具の取付方法及び取付位置		
	メータの設置基準及びメータますの設置基準		
	クロスコネクションがないこと		
	特殊器具の型番の確認		
	給水管防護方法		
指定材料	止水栓 (ステンレス製ボール止水栓)		
	丙止水栓 (ボール式)		
	止水栓ボックス (S マーク入り)		
	メータボックス蓋 (市草入り ・ その他)		
他	既設使用 (乙止水栓 ・ 丙止水栓 ・ 止水栓ボックス ・ メータボックス)		
	給水装置の構造及び材質が政令第5条の基準に適合していることの確認 性能基準に適合している給水装置材料 (第三者認証機関 ・ 水道用JIS規格等 ・ 自己認証)		
説明	工事申込者 (施工主) への説明 【工事内容、使用材料など】		
	工事申込者 (施工主) へ完成図の提出		

該当項目にチェック を入れること。

左記の事項について、給水装置工事の自主検査を行いました。

年 月 日

武蔵野市指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者

委 任 状

(代理人)

住 所

氏 名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、代理人及び代理人が指定する者に次の権限を委任します。

武蔵野市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号に所在する給水装置及び貯水タンク以下装置等（ 水栓番号 _____ ）に係る

- | | | | | |
|---|-----------------|----|---|---------|
| 1 | 給水装置工事施行承認申込書等の | 複写 | 通 | を受けること。 |
| | | 閲覧 | | |
| 2 | | | | を受けること。 |

武蔵野市長 殿

年 月 日

(本人)

住 所

氏 名（法人の場合は法人名及び代表者職氏名）

⑩

水道使用者・管理人・給水装置所有者（該当するものに丸で囲んでください）

なお、代理人及び代理人が指定する者が収集した給水装置工事施行承認申込書等に係る個人情報の管理については、本人である私が責任を負うことを誓約します。

複写の交付申請書兼閲覧申請書

武蔵野市水道部 武蔵野市長 殿

年 月 日 申請

太枠の中に記入してください。

申請する方の ご住所 (法人名)会社名 お名前	区・市	丁目	番号	棟	室
<small>この申請書一通で3か所まで記入できます。</small>					
水道所在地	①武蔵野市	丁目	番号	棟	室
	②武蔵野市	丁目	番号	棟	室
	③武蔵野市	丁目	番号	棟	室
	①				
水道使用者等	②				
	③				
必 要 事 項(○で囲んでください。)			申 請 理 由		
・ 複写の交付事項 (料金：1枚につき10円)	枚	・ 新設工事 ・ 改造工事 ・ 撤去工事 ・ 不動産売買 ・ 埋設管調査 ・ 修繕			
・ 閲覧事項 (料金： 無料)	枚	・ その他 ()			

武蔵野市水道部給配水管管理図等の複写サービス取扱要領第4条の規定により、料金を複写1枚につき10円徴収いたします。

本人	管理人	給水装置所有者	委任状	媒介契約書
----	-----	---------	-----	-------

水道番号
①
②
③

申請する方の確認

- ・免許証
- ・保険証
- ・公的資格
- ・パスポート
- ・その他

係	主任	主査	係長	課長

直圧直結・増圧給水設備以下・貯水槽以下・メータ設置表

水道所在地	武蔵野市 町 丁目 番 号				
建物の名称					
申込者氏名	〒 - 氏 名 住 所 . - -				
増圧給水設備（親メータ）	水道番号		メータ番号		指針
直結共用栓等	水道番号		メータ番号		指針
建物形態	オートロック	有・無	オートロック解除番号		
	管理人	有・無	管理人状況	常駐・通い・（ ）	
	オーナー	部屋番号（ ）入居・未入居			
No	部屋番号	水道番号	メータ口径	メータ番号	検満
指定給水装置事業者	会社名 担当者			事業者番号	
備 考					

武蔵野市水道部工務課給水係

tel 0422-52-0735

fax 0422-51-9284

E-mail:SEC-SUIKUMU@city.musashino.lg.jp